

に當りて神祇を祭祀すること豈念る有らんや」と云ひ、又殊更に群臣に「心を竭いて神祇を拜すべし」と命ずるの要あらんや。十七憲法の如きは氏族制衰頹の兆を顯はしたるものなりと云ふ所以にして、爾來氏族制は一起一伏仍ほ久しく存続したりと雖も、儒佛共に其教義の根本に於て氏族制を容れざるものなるを以て、氏族制の衰頹は此兩教の繼受到に胚胎せるものなり。

天智天皇の九年庚午二月に戸籍を作りたり。(日本書紀) 此戸籍なるものは、當時尙ほ氏族制の行はれたるときなるを以て、姓氏を糺して之を編制したるものなるは素より疑を容れず。姓氏録序に「至庚午年、編造戸籍、人民、骨、各得、其宜」と云ひ、戸令に「近江大津宮、庚午年籍、不除」と云ひ、義解に「允恭天皇の時の探湯の事を記し、次で、於是定、姓造籍、是爲庚午年籍」と云へるを以て之を知ることを得べし。然れども、此民籍は戸籍にして、氏籍に非らず。家團を本としたる民籍にして、系統を示し、氏族の分屬を明らかにする本系牒、氏族志、姓氏録等と

は其編制の基礎を異にしたるものなり。而して當時之を造りたる動機も主として警察の目的にありたるは、書紀の本文に「二月造戸籍、斷盜賊與浮浪」とあつて、毫も姓氏を糺すに及ぼさざるを以ても之を知ることを得べし。蓋し此戸籍たるや、當時唐制繼受の端緒の一にして、氏籍時代より戸籍時代に移るの過渡期に居り、宛も現今の戸籍法が其名は戸籍法にして、其實は民籍法を兼ねたるが如きものなりしなり。

男祖の祭祀

祖先祭祀は男祖を祭るを常とするを以て、社會學者は往々女祖祭祀は無きものとするが如し。「ロイド、エーヴバレー」の如きは、最低級の蠻族中には、親統は女系に依るものなりと雖も、余は未だ女性的祖先の祭らるゝ例あることを知らずと云へり。其他、泰西の學者は、往々祭祀は男性的祖先を祭るに止まるが如く説く者あり。祭祖の俗が男祖を祭るを主とするは論を俟たずと雖も、

女祖と雖も必ずしも祭らざるにあらず。若し余の主張する如く、祭祖俗は親愛の情より出でたるものにして、子孫は其母に對して親愛の情有ること其父に對すると異なること無きものとすれば、其祖父母に對するも亦敢て男女に依りて區別有る理無きが如し。又假に恐怖説を執るとするも、女性的祖先の靈魂は仇を爲さずと云ふ理あること無し。故に孰れの方面より之を觀るも、女祖を祭らざる理由あること無し。女性の祖先は祭られざるに非ず。ただ通常祭祀の主たる目的とならざるのみ。然らば、男子が主たる崇拜の目的となる理由は如何。余の考ふる所に依れば、祭祀は親愛の情に出で、血統を本としたる團體の基礎たるものなるを以て、家にありては家祖は其家に於て之を祭ること最も重く、氏族にありては氏祖は其氏に於て之を祭ること最も重く、國にありては國祖は其國に於て之を祭ること最も重きものなり。故に、女系時代の如き血統の混亂せる場合には、母祖の靈魂を祭るの萌芽は或は存したらんも、未だ祭祖の俗は充分に發達するに至らず。定婚の俗稍々定まり、男

子を中心としたる血族團體なる家あるに至りて、親愛の情に加ふるに其家の主宰者を尊ぶの念を以てし、始めて祭祀の禮確立するに至るを以て、爾後祖先は、單に自己所出の血統の源泉として之を祭るに非ずして、祖先たる家長の靈を祭るに至り、家が膨脹分岐するに至り、氏族を生ずるときは、其總本家たる氏の長者の家の祖靈は、即ち氏人の祖靈なるを以て之を祭り、氏族合同し又は膨脹して一國をなすに至れば、其首たる氏族の祖神は國民の祖神たるに至り、祭祖の俗は大に發展するに至りたるものなり。故に惟へらく、祭祖の俗の發生は、血統の確定を條件とするものなるを以て、定婚起らざれば祭祀起らず、定婚あるに至れば、男女兩性の間に於ては、男子が支配者となり、女子が服従者となるは自然の結果なるを以て、男子が家長、氏長、國長となるを常則とす。故に、家祭、氏祭、國祭の神靈は男子なるを通常とするに至りたるものなり。

故に、定婚及び家なる觀念ある以前に於ては、或は個人相對的に死せる父母近親を祭りしことはありしならむ。然れども、定婚及び家なる觀念生ずるに

至り、殊に家長を重んずるを以て、其生前に於ける尊敬の念と親愛の念と相合して、竟に家長を祭るに至り、祭祖の俗大に發展するに至りたるものなり。故に、母は祭らざるにあらず、然れども家長代々の祭は主祭にして且つ家祭なり。其他の家族の靈を祭るは副祭なり。

祭祀は發達して血族團體の長を祭るの俗となり、男祖の靈が其崇拜の目的たるに至りたるものなり。故に女性と雖も、家長たり族長たり國長たる場合に於ては、之を祭ること敢て他の男祖を祭るに異なること無きは、我國皇室の祭典に徴しても之を知ることを得べし。又、女系の子孫が其祖先を祭らざるは、家制ありて以來、女子婚するときは他家に入るを以て他家の祭を奉じ、羅馬に於ては、謂はゆる「他家の祭祀に移る」(transitio in sacra)ものなるを以て、血統の父祖と雖も生家の祖先を祭らず、又生家の父祖は其女系の子孫の祭を享けざるものとするなり。泰西の學者は、家なる觀念と祭祖との關係を詳にせざるが爲めに、往々祭祖は男子を祭るに限るものとするものあり。「メイン」は、プス

テル、ド、グーランヂが祭祖俗は父權に本づきたる家を生じたるものなりとする説を非なりとし、父權の確立は祭祖の俗に先んずるものなりとせり。(Early Law and Custom, Ch. III.) 余は此二大家の説に付ては、「メイン」の説の正鵠を得たるを疑はざるなり。

祭祖は男性の祖先を祭るを以て通常とするときは、女系親時代に於ては未だ祖先を祭るの俗發生せざりしものなりとするは誤れり。定婚未だ發達せず、男女の關係混交の時代に於ても、父子の關係は全く知れざりしには非ず。況んや一族の始祖たりし者は、通常有名なる男子にして、神通、勇武等を以て聞えたる者なりしを以て、女系親の行はるゝ社會に於ても、男子の祖先を祭りし例鮮しとせず。女性の祖先と雖も、神通、勇武、智略等に於て優れたる者は、後裔の尊崇を受けて神として祭らるゝこと亦尠しとせず。故に、祖祭は男性に限るものとする説も亦全く當れるものに非ざるなり。たゞ定婚の風起りて系統の源泉が男性に移るに至りて、家族制度興り、族祖以外に尙ほ直近に愛敬崇

仰の目的たる家祖ありて之を祭りたるを以て、祖祭の範圍は一層擴まり、族祖は族人の祭る所にして一族團結の紐繩たり、家祖は家人の祭る所にして一家團結の原力たるに至りしなり。

女性系より男性系に移るは、定婚の制度の發達に依るものなり。而して原始社會の雜交制より定婚制に移るの始めに於て、配偶者の數が其社會の事情に依りて定まるは論を俟たずと雖も、他族の婦女を奪ひて之を妻とする場合に於ては、勇者は多數の妻を有すること有るべく、又は戰爭其他の原因の爲めに、一族中男子の數遙に女子の數より少きときは、一男にして數女に配することあるべく、又是等の原因存せざる場合に於ても、酋長其他權勢者は、多數の妻を有することあり。定婚の始に於ては、多妻婚行はれ、其後兩性の比例、家族の親和等の理由より、單妻婚行はるゝに至るものなり。而して定婚の爲めに男性系興るに至れば、祖祭は大に發達するものなり。是れ他なし、一族一家の祖先は同胞の源泉たるのみならず、同胤の源泉たるを以てなり。而して單妻制

行はるゝに至れば、社會求心力としては其力多妻制の時代に比して一層強く、多妻制の下に於ては、祖先は一人なるも、其母系の多岐なるより母方の血統を同じうする者、動もすれば相黨して同族間に隙を生ずることあるも、單妻制にありては、族人は父母の系統を同じうするを通例とするを以て、祖祭の團結を鞏固にするの程度は一層強きに至るものなり。(Spencer, Principles of Sociology, §§ 307, 309, 313.)

親 族

血族關係は同一源泉より流出する血統に屬する者の間に存するものなるを以て、其關係を維持せんとすれば、血流の源泉たる共同始祖及び其血流通路たる共同祖先を崇拜し、時に之を祀りて同胤同胞の念を新たにし、情愛を厚うせざるべからざるは、既に前に論じたるが如し。故に血族關係の基礎たるものは共同始祖なり。遠き共同始祖より出でたる者を氏族と爲し、近き共同始

祖より出でたる者を親族と爲す。而して同氏族の外圈内に親族なる小圏を劃するの範圍は、民種に依り國に依りて其廣狹同じからずと雖も、亦必ずしも偶然に定まりたるものに非ずして、其中自づから之に貫通すべき一定の標準存するものなり。余を以て之を觀れば、氏族は傳説記録等に依る間接記憶の極端に在る共同遠祖を尖端としたる圓錐形内に在る者を稱し、親族は自己を中心とし自己と自己の直接記憶の極端に在る祖先を圈線の一點として畫したる圓形内に在る者を稱するものにして、其範圍は均しく共同祖先に依りて定まるものなりと雖も、傳説等に依り敬愛崇仰の念を傳ふる者と、直接に相見る機會ありて追慕敬愛する者との間に於て、自から區別の存するは、人の情性の然らしむる所なり。是れ古來各民族に於て自己を距ること數等以外には、親族關係を表すべき特別の稱呼無く、諸國の法制に於ても、血族者中自己を距ること數等を以て親族の限界とし、其限界は自己が見ることあるべき直系尊族を極端とするもの多きに居る。我儀制令の五等親も高祖父母以下の血族

姻族にして、皆六親等以内の者たり。支那に於ても、古來「九族」なる語ありて、親族の範圍を示す。九族の意義に關しては、父の族四、母の族三、妻の族二を謂ふものなりとするが如き異説無きに非ずと雖も、左傳、桓公六年、白虎通、律に採用する所の意義に依れば、九族は上高祖より下玄孫に至る直系九世及び高祖の玄孫たる族兄弟姉妹、曾祖の玄孫たる再從姪、祖父の玄孫たる堂姪孫、父の玄孫たる曾姪孫を含むものなり。故に親族は己身を中心とし、上下に於て四世の孫たる玄孫を外圏とす。己身は高祖の四世の孫たり、玄孫は己身の四世の孫たり、直系に於ては上下通じて九世たるが故に九世族の稱有り。故に支那に於ける親族とは、四世の祖を同じうする者の間の關係を謂ふものなり。(明律名例律、清律名例律) 而して、高祖玄孫は相見ることあり得べき距離の親族關係なり、早婚の俗ある國に於ては特に然りとす。故に九族を以て親とするも、自己の直接の記憶に依る親愛に本づきたるものなり。白虎通に「九の言たる究なり、親疎恩愛の究意なり」と云へるは、九の言を假りて之を言ひたるに過

ぎずと雖も其意義に於ては素より當れるものと謂はざるべからざるなり。支那に於ける親族は此の如く祖先を本とするものなるを以て其親族關係の厚薄を定むるにも泰西諸國に於ける如く血縁の距離のみを以て唯一の標準とせず血縁の遠近と親位の尊卑とを斟酌して之を定め親等も祖先の死亡に對する哀悼の情を表すべき喪服の制に依りて之を定めたるものなり。九族間の親族關係の尊卑厚薄は五種の喪服に依りて之を分つものとし之を五服と稱す。五服とは斬衰齊衰大功小功總麻の五等の喪服を謂ふ。喪服は上を衰と云ひ下を裳と云ふ皆麻布を以て之を作る。其布質裁縫共に服の重く親の近きに随つて粗にして服の軽く親の遠きに随つて精なり。蓋し之に依りて悲哀の厚薄を表するなり。斬衰は極めて粗なる生麻布を用ひ衣の兩旁下邊を縫はず裁斬せるまゝにて衰を作るが故に此稱あり。背部に負版なる布片を綴附し悲哀を負荷するの意を表し前に心に當て衰なる布片を綴附し以て孝子哀摧の心あるを明かにす。喪服の上衣を衰と稱するは蓋し之に

由るなり。齊衰は次等の稍々粗なる生麻布を用ひ其衣の兩旁及び下邊を縫ふ。齊は緝なり故に此稱あり。他は斬衰に同じ。大功は粗なる熟布を用ひて之を作る。布の功を用ふる粗大なるが故に此稱あり。小功は次等の稍々粗なる熟布を用ひて之を作る。布の功を用ふる細小なるが故に此稱あり。總麻は極めて細き熟布を以て之を作る。總は絲なり細小なる熟布絲の如きものを以て之を作るが故に此稱あり。(儀禮二十一乃至二十五。禮書綱目十八乃至二十二)

五服の制概ね斯の如し。而して服の輕重は親族關係の遠近尊卑と相適ふ。其中尙ほ親疎尊卑の分に依りて其喪に居るの年月を異にし斬衰は三年齊衰は二年杖つくと杖つかざると有り。杖つくは重く之を杖期と云ひ杖つかざるは軽く之を不杖期と云ふ。齊衰に杖期不杖期の次に五月三月の二等あり。大功は九月小功は五月總麻は三月なりとす。

支那に於ては喪服の輕重を以て親族關係を定むること羅馬法系諸國に於

て血縁の遠近に基き世代を算して等親を定むるが如く、其親族に對して着すべき喪服に依りて其稱號を定む。例へば、父母、舅姑、夫等は斬衰之親なり。庶母、妻等は齊衰杖期之親なり。祖父母、子、嫡孫、伯叔父母、兄弟、姪等は齊衰不杖期之親なり。曾祖父母は齊衰五月之親なり。高祖父母、繼父等は齊衰三月之親なり。衆孫、衆子婦、夫の祖父母、夫の伯叔父母等は大功之親なり。伯叔祖父母、再從兄弟、外祖父母、兄弟の妻等は小功之親なり。曾孫、玄孫、衆孫婦等は總麻之親なり。凡そ本宗九族の者は皆五服之親たり。總麻を以て絶服とし、前に述べたる如く自身を中心とし、玄孫を外圍とし、上殺下殺旁殺而親畢矣、禮記、小服喪記と云ひ、之を以て親族の範圍とし、五世の祖を同じくする者、及び其以外の同祖者は皆袒免親と云ひ、喪に遇ひ、葬に會するときは袒免するに止まる。袒免は素服を服し、布を以て頭を纏ふなり。(清律彙纂) 袒免之親は族人なりと雖も、親族に非らず。是れ早婚の俗なる社會と雖も、生前高祖以上の祖先に接することは殆んど絶無なるを以てなり。

喪は又之を正服、義服、加服、降服の四等に分つものとす。正服は骨肉の分あり、親戚の屬あり、恩愛の情ありて、之が爲めに服するもの、太宰純、親族正名を云ひ、即ち常則の服にして、子が父母の爲めに斬衰を服するが如き是れなり。故に正服之親は血族親たり。義服は所生を異にすと雖も、恩愛の情あり、義親戚に同じきを以て服するものにして、妻が夫の爲に服し、夫の父母兄弟の爲に服するもの、如き是れなり。故に義服之親は略ぼ姻族に等し。加服は常則の服より重き喪服を服するを云ふ。嫡孫は祖父の爲には齊衰を服するを常則とすと雖も、承祖の場合に於ては、斬衰を服するが如き是れなり。降服は之に反し、常則の服より輕き喪服を服するを云ふ。姉妹が室に在るときは齊衰之親なりと雖も、出で、嫁するときは大功之親となるが如し。

上來敘述する所に依れば、支那に於ては、同祖者中近祖を同じうする者を親屬とし、其尊卑親疎を表するは、死者を哀み喪に居りて着用する服に依りたるものなり。死者を哀み喪に居るは、其靈を祭るの始なり。而して、九族の親は

皆高祖より出で、高祖と玄孫との間に在る者なるを以て、高祖は親屬の共同祖先なり。故に親屬は高祖なる共同祖先の祭を同じうする者の關係なりと云ふことを得べきなり。

印度語の「サゴトラ」(Sagotra)は同姓者の義にして、同姓者中特に親族と稱する者は「サピンダ」(Sapinda)なり。「サピンダ」の「ピンダ」(Pinda)は「祭饌」の義にして、法事(Sradha)の際に祖靈に捧ぐる米餅其他の食物を云ふものなり。故に「サピンダ」は同祭饌者の義にして、供養を爲す者と供養を受くべき者との關係並に共同祖先の供養を爲す者相互間の關係を指すものにして、譯して之を「供養親」と謂ふも敢へて當らざるに非ざるべし。例へば、父子は供養を爲し供養を受くべき間柄なるを以て「サピンダ」親なり。祖父母と孫との間亦然り。兄弟は互に供養を爲し供養を受くべき間柄に非ずと雖も、共に共同祖先たる父の供養を爲さざるべからざる者なるを以て「サピンダ」親なるが如し。從兄弟相

互の間、伯叔父と姪との間も共に共同祖先の供養を爲す者なるを以て、亦「サピンダ」親なり。而して前にも述べたる如く、印度に於ては、三代の祖を祭るに重きを置きたるを以て「マヌ」法典第九章に、

第一八六條 祖先三代には水を捧げざるべからず。祖先三代には祭餅を供へざるべからず。第四世の孫は其獻供者なり。第五世の孫は之に與かること無し。

とあり。故に自己の「サピンダ」親たる直系尊屬は父母、祖父母、及び曾祖父母なり。而して自己は亦た其直系卑屬たる子孫及び曾孫より供養を受くべきを以て、直系に於ては上下三世内の親は「サピンダ」親なり。傍系に於ても亦此主義に依りて「サピンダ」の範圍を定む。自己と同一の祖先を祭る者は皆「サピンダ」親たり。兄弟、姪及び姪孫は皆己と共に己の父を祭る者なり。伯叔父母、從兄弟、從姪は己と共に己の祖父を祭る者なり。從祖祖父母、從祖父母、再從兄弟、姉妹は皆己と共に己の曾祖父を祭る者なり。故に傍系に於ては父母の屬に

して四等親、祖父母の屬にして五等親、曾祖父母の屬にして六等親は、皆自己の「サピンダ」親なり。(Monier William's Sanskrit-English Dictionary, p. 1149.)

四等以上の直系尊屬は「サクルヤ」親 (Sakulya) と稱して之を「サピンダ」親と區別せり。「サクルヤ」は「同姓親」の義にして。(Bühler, Manu. IX. 187. note) 或は遠親と譯し、「コウエル」の解釋に依れば、「サピンダ」親の上下各三世に及ぶものとするを以て。(Cowell, Tagore Law Lecture. 1807. p. 129; Monier William's Sanskrit-English Dictionary. p. 1124.) 高祖以上三世内の祖先及び曾孫以下三世内の孫は互に「サクルヤ」親たり。「モニエル、ウイリヤム」の解釋に依れば、十等以内の直系卑屬親は「サクルヤ」親なり。

印度の親族關係中最も廣きものを「サマノダカ」親 (Samnodaka) とす。「サマノダカ」親は「サピンダ」親をも含み、其上下七世に及ぶものにして、即ち十四世間の親族關係を含むものなり。故に七親等以内の者は「サピンダ」親たると同時に「サマノダカ」親にして、其以外の者は單に「サマノダカ」親たるのみ。「サマノダカ」親

は祖先を祭る時に共に灌水式を行ふ者を指す者なるを以て (Monier William's Sanskrit-English Dictionary, p. 1160.) 單に「サマノダカ」親たる者は、祖靈を祭るときに地上又は犠牲に水を灌ぐに止まり、「サピンダ」親の如く食物を供ふる者に非ず。故に若し「サピンダ」親を「供養親」と稱すれば、「サマノダカ」親は「灌水親」と稱すべきものなり。又或説に依れば、「サマノダカ」親は系統及び家姓の知れ得る範圍に及ぶものにして、上下十四世内に限られたるものに非ずとす。(Mitakshara. Ch. II. Sec. vi. 6)

是に由りて之を觀れば、印度法に於ける親族關係は、祭祀を以て其基礎とし、祭を受くる者、祭を爲す者、及び祭を共にする者の間の關係たり。故に親等の遠近に依りて祭祀の厚薄あり。最近親なる「サピンダ」は食を以て之を祭り、最遠親なる「サマノダカ」は水を以て之を祭るものなり。

親 子

法が親子の関係を認め、親には教養保護の義務あり、子には孝養服従の義務あるに至るは、親子は人生の原始的關係にして、之を保護するは社會の基礎を固くするの第一要件たるを以てなり。然れども、原始社會の法が親子に關し特に規定を設くるは、祭祀繼續の必要に基くもの最も多きに居るが如し。祖祭は愛情の延長なること既に前に述ぶるが如し。祖靈を祭る者は其子孫ならざる可からざるは言を俟たず。子あれば祖靈血食し、子無ければ祭祀廢れて祖靈餒乏、或は地獄の苦惱を受く。祖祭の廢絶は一家若くは一族の滅亡なり。故に原始法は子を祖祭の繼承者と看做して其權義を定め、子あるを以て至大の幸福となし、子無きを以て無上の不幸とす。婆羅門教旨に依れば、子の祭を受けざる靈魂は「プット」(Put)なる地獄に墜落して、諸の呵責を受くるものとす。故に「ブラマ」は男子を「プットラ」(Putra)と稱せり。「プットラ」とは「プット地獄の救濟者」の義なり。「マヌー」法典第九章に曰く、

第一三八條 男子は其父を「プット」と稱する地獄より救ふ者なるを以て、自

在神 (Svayambhu) は之を「プットラ」と名けたり。

と。「ヴィシュヌー」法典にも之と同一の法文あり。(Vishnu, XV. 44.) 此の如く子は祖靈を救濟する者なるを以て、子を擧げて祖祭の繼承者を得るは祖先に對するの義務なりとす。是れ「ヴァシシタ」法典に於て子を擧ぐるを以て祖先に對する債務と爲したる所以なり。同法典第十二章に曰く、

第四八條 「ヴェダ」に曰く、婆羅門は三の債務を負ひて世に生るゝものなりと。又曰く、彼は神に對しては献供をなす義務を負ひ、祖靈に對しては男子を擧ぐる義務を負ひ、聖仙に對しては「ヴェダ」を學修する義務を負ふ。故に献供をなし、男子を擧げ、學生たる生活を爲したる者は、其負債を免るものなり。(Vasishtha, XI. 48.)

祖祭の司祭者は子孫ならざる可からざるは、祖祭の性質より生ずる當然の結果なり。而して祖祭の斷絶を以て最大の不幸なりとする信念は、廣く各民

族間に行はるゝものなるを以て、無子に對する恐怖の念は、低文化の民族を驅つて、種々の代位子を發明せしむるに至れり。而して其代位子を得るの方法に至りては、之を現時の道德の標準より觀るときは、甚しき背理背倫の行爲をも公認し、之を現今の思想より觀るときは、殆んど兒戯に等しき擬制を設けて、子に非ざるものを子と稱し、自己の靈魂を祭るべき者を定め、以て僅に暗き未來に對する恐怖の念を慰めたり。

「マヌ」の法典に於て、十二種の男子なるものを擧げ、實子以外に十一種の擬制子を認めたるも、祖祭の繼承者の缺亡に備へ、自己及び祖先の靈の「ブ」ト地獄に墜落することを萬一に豫防するの目的に出でたるものなり。「十二種の男子」なるものは左の如し。

- 一 正婚子 (Aurasa) 嫡出の男子。
- 二 假胞子 (Kshetraga) 寡婦、去勢者又は病者の妻が假胞法 (Niyoga) の規定に従ひ他の男に依りて擧げたる男子。

- 三 受贈子 (Datrima) 同級民の實父母より貰ひ受けたる男子。
- 四 作爲子 (Kritrima) 同級民中より本人の承諾のみに依りて之を收養したる男子。
- 五 秘生子 (Gudhothpanna) 妻が私通に因りて擧げたる男子。
- 六 拾收子 (Apavidha) 父母に遺棄せられたる者を收容して子と爲したる男子。
- 七 處女子 (Kanina) 未婚の處女が擧げたる男子。
- 八 妊婚子 (Sahodha) 妊娠の婦が結婚して擧げたる男子。
- 九 買收子 (Kritaka) 父母より買受けたる男子。
- 十 再離子 (Punarbhava) 再婚に因りて擧げたる男子。
- 十一 自贈子 (Svayandatta) 父母を失ひ又は正當の理由なくして父母に棄てられ、自ら他人に投じて其子と爲りたる男子。
- 十二 活屍子 (Parisava) 婆羅門種姓の男が成陀羅種姓の女と私通して擧

げたる男子。(Manu, IX, 166-178)

第五種の秘生子は、其母の夫の子となり、第七種の處女子は、其處女が後に嫁いたる夫の子となり、妊婚子は其夫が懐妊を知りて娶りたるを否とを問はず、其夫の子となり、第十種の再離子は再婚の不法なるに拘らず其夫の子となるものとす。第十二種の子を活屍子と稱する所以は、賤婦の子なるを以て活けるも死屍に等しとするが爲めに此稱有り。斯の如く、亂倫背徳の最も甚しき原因より生じたる子を公認し、人情忍ぶ能はざる所有るものを忍びて、他人の間に親子關係を作爲するを觀るも、印度人が祭祀の廢絶を恐るゝの甚しきを知るに足るべし。同法典は、右の十二種の子を列擧したる後に、明かに其目的を記して曰く、

第一八〇條 前舉假胞子以下十一種の男子は、賢者が葬祭の廢絶を豫防せむが爲めに設けたるものにして、代位子と名づけたるものなり。(Manu, IX, 180.)

と。前に擧げたる十二種の男子は、皆順次に祭祀を繼承する者にして、只だ正婚子より拾收子に至るまでの六種の子は、親族にして相續人たり。故に祭祀及び家産を繼承し、第七種處女子以下の六種は親族たるに止まるが故に、祭祀を繼承するに止まるの別あるのみ。(Manu, IX, 158-160. vide Bühler's note)

他の印度諸法典も之に類する規定を掲げざるもの尠し。只だ其代位子の數及び祭祀繼承の順位等に關して多少の差異あるのみ。「ポートハヤナ」法典は次の十四種の子を掲げたり。(一)正婚子 (二)指定女の子(Putrikaputra) (三)假胞子 (四)受贈子(Datta) (五)作爲子 (六)秘生子(Gulhaga) (七)拾收子 (八)處女子 (九)妊婚子 (十)買收子(Krita) (十一)再離子 (十二)自贈子 (十三)賤母子(Nishada) (十四)活屍子是れなり。「マヌ」の規定と異なる所は指定女の子及び賤母子の二種あると、戌陀羅の婦と通じて擧げたる子を二種となし、淫慾に因りて擧げたる活屍子を親戚と爲さざるに在り。(Baudhayana, II, 2, 3, 14-32.)

「ヴィシュヌ」法典も亦十二種の子を掲げたり。(一)正婚子 (二)假胞子 (三)

指定女の子 (四)再醮子 (五)處女子 (六)秘生子 (七)妊婚子 (八)受贈子 (九)買
 得子 (十)自贈子 (十一)拾收子 (十二)賤母子是れなり。(Vishnu, XV. 1-29.) 「ウ
 シシトハ」法典の規定も亦之に同じ。(Yasishtha, XVII. 12-39.)

廢家の禁

有形の家は祭場なり。東洋に於ては、家に家廟あり、神棚あり、佛壇あり、西洋
 に於ては、家爐あり。無形の家は祭團なり。家長、祭を司り、家族、祭を助く。故
 に家の存在は祖祭の存続なり、家の亡滅は祖祭の廢絶なり。此を以て祖先教
 の宗教徳教は廢家の大惡行にして、絶家の大災厄なるを説き、祖先教の法律は
 婚姻、養子、相續等の制を立て、積極的に家の繼存を圖り、廢家の禁を設けて消
 極的に家の絶滅を防ぐ。我が民法第七六二條に於て、家督相續に因りて戸主
 と爲りたる者は其家を廢することを得ずとするは、家は祖先の家にして自己
 の家に非らず、戸主は祖祭の職務を父祖より繼承したる者なるを以て私に家

を廢して祭を絶つ能はざるものなることを示すものなり。其但書に於て、本
 家の相續及び再興を除外するは、宗祖の家祭を存せむが爲めに、支祖の家祭を
 廢するものにして、即ち其家祖の祖先を祭り、反始報本の小なるものを捨て、其
 大なるものを取るを許すものなり。而して新に一家を創立したる者に、廢家
 を許すは、其者が自ら家祖たるを以て、子孫より祭を受くる要望ありと雖も、祭
 るべき家祖なきを以てなり。加之一家を創立する者は、父母共に知れざる者、
 母の家に入ることを得ざる私生子、離婚又は離縁の場合に於て、實家廢絶の爲
 め復籍を爲すこと能はざる者、離籍せられたる家族等、民法第七三三條、第七三
 五條、第七四〇條、第七四二條なるを以て、自己の祖先が知れざるか、又は其祖先
 は他家に於て祭らるゝものなり。故に其者の戸主權は、謂はゞ自己の原權な
 るを以て、將來祭祀を受くべき權利は之に屬するも、祭祀を爲すべき義務の之
 に伴ふこと無く、随意に之を拋棄するも、毫も祖先教の道義に反すること無き
 を以てなり。

印度に於ても、絶家を至大の災厄なりとして之を恐るゝこと殊に甚し。ガバッド、ジタに曰く、「一家の廢絶は其家の宗教の衰滅を來たし、祖靈は供養を受けざるが爲めに苦惱界に墜落す」と。(Bhagavad-Gita, I. 40.) 是れ印度に於て、正婚以外に於て種々の兩性關係を認め、其所出をして家を繼がしめ、其他數種の擬制子を設けて一家の斷絶を萬一に豫防したる所以なり。

希臘「アゼンス」に於ても、絶家を以て祖靈に對する不孝なりとしたるは「アポロドルス」(Apollodorus)の相續事件に於ける「イセウスの辯論に依りて之を得ることを得べし。曰く、死の免る可からざるを知る者は、誰か彼の家に後裔無きを冀ふが如き不注意なる者あらむや。若し之ありとせば彼の爲めに死者の當然受くべき祭を爲す者無かるべし」と。(Isaeus, XII. 30-32; Wyse, The Speeches of Isaeus, p. 573-577.) 家祭の繼續を圖るは、獨り家主たる個人の義務たるのみならず、國家も亦た此義務を公認して家の廢絶を防ぐべき法律を設けたるは、前舉「イセウスの辯論中に、法律は執政官「アルコン」に家の監督を命じ、家に嗣子

を缺くこと莫からしめたり」とあるに依りて之を知ることを得べし。

「シセロー」の「法律論」に依れば、羅馬に於ても、家の廢絶を禁ずるの法を設けて祭祀の繼續を圖りたるものゝ如し。(Cicero, De Legib. II. 19.)

庶子の相續權

中古以來妾は慣習法に依りて公認せられ、摺紳及び諸侯は必らず側室あるを例とし、庶子は嫡出子に次ぎて相續權あるものとし、或は妾出の子を正妻の子として嫡出子の身分を與ふること亦尠いとせず。服忌令窺解にも、男子女子に不限、妾腹の子を本妻の子に致候事勝手次第也とありて、特に願又は届を要せざりしものゝ如し。(服忌令窺解「安永八年四月、南部甲斐守伺下札」)而して妾腹の子を本妻の子と爲す場合は、其本妻の養子と爲すものと看做すものの如し。故に、嫡母を以て養母に定め、妾腹の子にて本妻の養子に相成候者等の語は、服忌令に關する伺指令等に屢々用ひらるゝ所なり。

妾を公認するの理由は、子を擧げて血統を存し、以て祭祀の廢絶、家名の斷絶を防ぐにあるを以て、妾の所出の子は直接間接又は一次的若くは二次的に相続権を有し得るものなるを常とす。妾を認むる諸國の法制に於て、庶子の地位は必ずしも同一ならずと雖も、相続権に付き之を大別すれば、(甲)嫡出子、庶子同順位に在るもの、(乙)庶子を嫡出子の次位に置くもの及び(丙)庶子に相続権無しとするもの、三種に歸す。

嫡出子と庶子を同順位に置くものありては、祭祀相続家督相続の如き一人相続の場合に於ては、父の選定又は母の尊卑、子の長幼等に依りて之を定め、(春秋左氏傳、公羊傳、隱公元年)財産相続の場合に於ては均分制に依るを常とす。例へば「ボルネオ」の「サラワク」族(Sarawak)にありては、子は嫡出庶出の別無く、平等に遺産を相続するが如き是れなり。

庶子を嫡出子の次位に置くものは、祭祀相続又は家督相続の場合に於ては、妾服の子は正妻の子無きときに限り相続権を有するものとす。例へば、繼嗣

令に、

凡三位以上、繼嗣者、皆嫡相承、若无嫡子、及有罪疾者、立嫡孫、无嫡孫、以次立嫡子、同母弟、无母弟、立庶子、

とあり、春秋公羊傳に、

禮、嫡夫人无子、立右媵、右媵无子、立左媵、公羊傳、隱公元年

とあるが如き是れなり。財産相続の場合に於ては、庶子の相続分は嫡出子に比して小なるを常とす。例へば、戸令に、

嫡母、繼母及嫡子各二分、庶子一分、

とあり。「フィリッピン」島人の庶子の相続分は嫡出子の半なりとす。(Post, Anfänge des Staats- u. Rechtslebens S. 141.) 「ベルネ」人(Belunesen)の庶子の相続分は嫡出子の三分一を受くると云ふが如き是れなり。(Post, Studien z. Entwicklungsgeschichte des Familienrechts, S. 70.)

妻は祭祀継続の目的の爲めに娶るものなり。妾は祭祀廢絶の豫防として

其存在を公認するものなり。故に妻の子存する場合に於ては妾の子をして祭祀を繼がしむるの必要あること無し。是れ庶子の相續權を嫡出子の次順位に置くの法は前舉三種の制中最も廣く行はるゝ所以なり。

妾を公認する法の行はるゝ所にして、其所出の子に全く相續權無しとするは、蓋し變例に屬するものなり。「ポスト」の「阿弗利加法論」中に數個の例證を擧げ、(Post, Afrikanische Jurisprudenz, I. S. 319.) 其他往々嫡出子のみ相續權を有するものとする法制を看ることありと雖も、是等の場合に於ても、前に擧げたる猶太人の古俗の如く、若し正妻に實子無きときは妾の子を妻の子と爲すが如き庶子を嫡出と爲すの擬制往々行はれ、庶子は事實上相續權を有すること多きに居るものなり。故に、現に血統の庶子ある場合に於て、之を措きて他人をして相續せしむるは人情と相容れざるものあるが爲めに、婚姻の徳義大に發達し、正婚以外の性的關係を不徳として排斥するに至るまでは、庶子は事實上相續權を有し得るを常とするものなりと謂はざる可からず。

必ずや訴あらしめん乎

〔編者云、本篇の稿本に「能辯學會演說筆記」と記してあるが、演說の年代は不明である。〕

演題は『必ずや訴あらしめん乎』演說者は穂積陳重でございます。私が生前には其人を尊敬し死後には其紀念を追慕致しまする故大審院長玉乃世履君は一日私に近作の詩を示されました。其詩に、

收衛歸老屋 小園自經營 回頭一長嘆 訟庭艸未生

とありました。方正廉直にして而かも仁慈なる老判事の訴を聽かるゝは、恰も仁君が民の疾を視るが如く、法庭に雀羅を張るの聖世を希はるゝの情は、誠に斯くあるべきものと想ひます。然るに私が今茲に此の如き演題を掲げて諸君の清聽を煩はしまする所以のものは、敢て徒らに訥辯を弄して奇を衒は

必ずや訴あらしめん乎

んと思ふ譯ではございませぬ。只法律歴史上より、古來の立法者は色々心
を盡し、民をして訴へしむる事を務めたる事實を擧げ、且つ現今法治主義の諸
國に於ても亦た必ず民をして訴あらしむるの必用ある所以を手短くお話
申さうと思ひます。

抑も原始社會に於ては、人民の風俗がまだ誠に淳朴であつて、法律も亦極め
て簡単なものでございました。立法者が豫め人民の行爲に關する細密の規
則を定めると云ふ事無く、唯だ聽訟斷獄の有司を置いて、人民の間に争ひの有
るときには是を訴へ出でしめて、適當の裁判を下すだけの事でもございました。
故に、人民の間に争ひが起るとか、又は一人の者が他人を害するとか云ふ場合
に於ては、動もすれば、人民自から腕力を弄して損害を回復し、又は法律を私し
て自ら復讐の事を行ひ、之が爲めに一國の治安を害しますことが屢々あつた
のでございます。昔何れの國に於ても復讐を以て美德と致しました所以も、
必竟其國に於て法律が充分に備らぬからして、己むを得ず自から法律の制裁

を私するより出たのであらうと思ひます。此の如き場合に於ては、立法者は
成るべく人民が自分で腕力を用ひて復讐をなすとか決闘をなすとか又は自
ら腕力を用ひて負債を取返すとか云ふ如き事を止めて、一に法律の權力を頼
ませようといふ事を圖つたのでございます。我々がよく歴史上に於て讀む
通り、昔の明君賢相が、或は誹謗の木を樹て、或は鐘鼓を朝廷に懸け、又は目安置
を設けて人民の訴への途を開いたといふのも、民を誘うて法律に赴かしむる
一つの手だてであらうと思ふ。即ち民をして訴あらしむるの手段であらう
と思ひます。日本に於きましても、彼の孝徳天皇の朝廷に於ては、訴の箱を設
け、又鐘を備へて人民をして容易に訴へることを得せしめた事も、矢張り民を
して自ら争ふ事を止めて法律の權力に依頼せしむるの一の手段であらうと思
ふ。然らば、此の法治即ち法律を以て人民を治むるの第一歩は、茲に掲げたる
演題即ち『必ずや訴あらしめん乎』といふ事にあつたと思ひます。

又近世の沿革法理學者が、半開以下の諸國に於ては、刑罰が餘程慘酷であつ

たと云ふ事を説明して申しますのに、凡そ開けざる國に於て極寛大なる刑罰を設けた時には、其犯罪に依つて害を受けた者の怒りを鎮める事が出来ず、又一般の人民が決して之に満足することが出来ぬ。既に被害者の怒りを鎮むる能はず、又公衆に不満足であつたならば、其法律は決して行はれるものではない。故に若し、此被害者及び公衆が充分満足すべき程度に由つて嚴しい重い法律を設けて置かぬ時に於ては、人民は自ら其救済を求め、人民は自ら法律を私して復讐を爲す。此の如くんば、決して一國の治安を望む事は出来ません。故に、半開以下の諸國に於て慘酷なる刑罰の行はれるといふものは、即ち人民をして私闘復讐を止めて法律の權力に依らしむる一の手段であると申しました。是に由つて之を観ると、未開諸國が慘酷なる刑罰を設けたといふのも、即ち此演題に掲げてあります民をして訴あらしむる一の手段だと思ひます。而して民をして訴あらしむる所以は、私闘を捨て、法律を頼ましめる第一法と思はれます。

民事訴訟法に於ても同じ事で、昔は裁判を爲すの規則が甚だ粗漏でありました。かるが故に、獨り刑事上のみならず、民事上に於ても、被害者は動もすれば自ら腕力を弄して其救済を求めるやうな事が有つて、甚だ一國の治安を害しました。依つて、古への立法者は力めて民を誘うて法律の救正に依らしむる様に勉めました。例へば、ローマに於ては、盜犯即ち強盜、竊盜などを、フルタム、マニフェスタム、即ち現行盜及びフルタム、ネック、マニフェスタム、即ち非現行盜の二種に分つて現場に於て捕縛したものは、現行盜と稱し、又一旦逃亡して後日に至つて捕縛したものは、非現行盜と稱します。而して其現場で押へたる罪人即ち犯者には、其贓品の四倍の償ひをさせます。——強竊盜は其時分は民事犯であつたから、贓品の價格の四倍を賠償させたのであります。然るに、同じ爲害者でありながら、後日に於て逮捕された時には、贓品の二倍の額を償はしめました。斯く現行盜と非現行盜とは、同じ罪でありながら、同じ民事犯でありながら、賠償の額に此の如く違ひの有るのは何故であるかと申

しますと、若し其犯者を現場で捕ふれば、其被害者は怒に乗じて、或は毆打するとか事に依れば、其犯者を殺戮するやうな事になるかも知れない。兎に角其被害者が爲害者に加へる復讐の程度が、後日に至つて之を捕へたよりは餘程重いに違ひない。之に反して、後日に至つて之を捕ふる場合に於ては、現場に於て取押へたよりは餘程怒りの程度が薄らいで居るに違ひない。この被害者が自ら爲害者に被らしむべき復讐の程度を標準として賠償の額を定め、それから前の如く相違が有るのであります。

此の如く、法律が被害者の爲害者に被らしむべき事を其通りに行ふ所以は、畢竟成るべく被害者をして自ら腕力を以て救済を求むること無く、法律の權力を頼ましむる一の手段である。成るべく自ら其怨恨を報ずるといふ事をせずして、法庭の力を假りて復讐をなさしむる一の手段である。語を換へて言へば、人民をして訴あらしめ、人民をして法律の權力に依らしむる一の手段であらうと思はれます。

又、紀元六百四十三年の頃、ロンバルド王「ロータリス」の發した奇妙な法律に、

苟くも他人より害を受けたる者は、自ら復讐をなすか、若くは之を法庭に訴ふるか、何れか其一を擇むべし。

とあります。其法律の中に、法庭へ訴出づるときは、非常に多額の賠償を得る事が出来るやうにしてある。王が其理由を説明して申すのに、復讐は昔よりの慣習にして今俄に之を廢することは出来ぬ。其れ故に人民に復讐を爲すの自由を許すと雖も、成るべく人民をして自ら復讐する事を止めて法律の權力に依らしめ、事を欲するのであるから、此賠償の額を巨額にし、民を誘うて法庭に趨かしむるものであると書いてございます。是等も矢張未開の人民をして法律に頼らしめ、訴へあらしめたるの一策であると思ひます。

昔から明君賢相が民をして訴あらしめる事に付て心を用ひたことは、實に此の如きものでございます。然るに、近時に及んでは、動もすれば訴訟を忌み

嫌ふやうな者が人民の中又は立法者の中に生じて、或は濫訴の弊と云ひ、或は民をして訴なからしむる方が宜いと云ふやうな者が出来て参つたのでございます。併しながら、此民をして訴なからしむると申しますものは、或意味に於ては誠に結構な事でありますが、又或意味に於ては格別結構なものではありません。若し立法の術が未だ開けずして、其國の法律の文章用語が極めて曖昧であり、又た極めて錯雑であるとか、凡て成文法の缺點が多い時に於きましては、人民は其法律の不明なるを幸ひとして、屢々理由の無き訴を起す事がございます。又裁判官の學識經驗が甚だ淺くして、裁判の標準が定まらぬ時に於ては、奸民屢々裁判を賭物にして、事によつたら勝つかも知らぬと云ふので、殆んど無用な訴をする事がございます。又裁判官の徳義が充分高くない時に於ては、動もすれば偏頗の處分有るを僥倖して訴を起す者もあります。それで、此の如き場合は、素より訴あらしむ可からざる場合でございます。斯様な場合が有るからして、中世以來の學者は、或は訴訟を嫌忌し、訴訟を起すは

惡徳の行爲なりと見做すやうになりました。又此法律と徳教とは決して並び立つべからざるものであると誤解した人は、法律で争ふのは甚だ不徳の所行であるとして心得て、訴訟といふ事を擯斥する事もあります。併しながら、是等は大に法律の働きを誤解し、人民の權利思想を壓屈し、法律生活の發達を妨げるものである。彼の陳子昂、柳宗元等の復讐論の如きも、皆道德と法律との關係を明かにせざるに基くものである。彼の孔子の言葉に、必令無訟乎と申しましたのは、訟を擯斥したのではない。即ち訟といふことは抑も末の事であるが、其本を正しうし、其源を清うし、訴への原因は成るべく無いやうにしなければならぬと云ふ事である。決して訟自身を惡いと言つたものではない。それ故に、若し孔子の言の意味に於て訴なからしめん乎と申しますれば、成るべく法文を明かにして、人民をして權利の有る所、義務の存する所を確に知らしむれば、訴はありませぬ。若し孔子の言の意味を以て訴なからしめん乎と言ひますれば、成るべく國中に徳教を敷き、人民をして仁義を貴び禮讓を重

んぜしむれば、訴はありませぬ。若し又人民をして訴へしむるのを悪い事とすれば、法庭といふものは始めから設けない方がよからうと思はれます。併しながら一國の人民は必ずしも聖人賢人の寄集りではないから、動もすれば他人の権利を犯し己れの義務を怠るやうな者が出来て参ります。若し権利を犯し義務を怠るが如き者が有つた時に於ては、必ずや訴あらしむべし、此場合に於ては訴と云ふ事を押へる道理は少しも無いと私は思ひます。

此の如く、昔から立法者が訴へを奨勵致しまする所以、又如何に致しましても此訴といふものは其自身に於て撥斥すべからざるものであると云ふ事は、今まで述べた通りでございますが、若し訴訟の手續を煩雜にして、人民をして訴を起すのが面倒であると云ふ感覺を起させますのは、即ち是れ民をして訴なからしむる所以であらうと思ひます。是に反して、訴訟の手續を成るべく簡單にするのは、即ち是れ民をして訴あらしむるの一の道であらうと思はれます。若し訴訟を起すに非常な入費を要する様な制度がございましたらば、

人民は入費を恐れて訴を起さず、恨を呑んで冤枉に陥るが如き事があらうと思ひます。故に、濫に訴訟の入費を増すやうな制度を設けますのは、民をして訴なからしむる一の手段であらうと思ひます。

是に反して、訴訟入費を減じ、金の有る者も金の無い者も、齊しく法律の保護を受ける事の出来る様に致すのは、即ち訴あらしむるの一策かと思はれます。彼の訴訟印紙税、訴訟税等については、人或は誤解を致して居りはせぬかと思ひます。即ち訴訟印紙の如きものは、若し其目的たる、當事者をして自ら其入費を償はしむるにありとすれば、誠に其當を得たものと謂ふべきものである。併し、世の中の人は、動もすれば、訴訟印紙税を課するのは、訴訟を制限するに在りと思ふものが有る。是れ實に法治主義を誤解したる説と謂はざるを得ない。今、一方に於ては法庭を設けて置きながら、他方に於ては立法者が成可く訴ふ可からずと云うて禁止税を付するとすれば、法治國の主義は何處にあるか少しも分らぬ事である。訴訟税の法と云ふものは、決して民をして訴なか

らしむる爲めに設けるものではない。若し其積りで設けたのならば其立法者の目的が誤つて居ると謂はねばなりません。又訴訟の判決が極めて延滞するのは、人民をして訴なからしむるの一原因である。之に反して、訴訟の審判を迅速にし、無駄に時を費さず、裁判の抄取りがよくゆきますれば、即ち人民をして訴あらしむる事になりませう。併しながら、裁判官の學識経験が淺くして、直者も必ず勝つといふ事を望み難く、曲者も必ず負けるといふ事も亦た期し難い裁判の有様であるならば、人民は屢々訴へずして止むであらうと思ひます。若し又之に反して、裁判官の學識経験の程度が頗る高く、訴訟には必ず直者が勝ち曲者が負けるといふ事を期し得ますならば、人民が其理由有る時は法庭を頼んで之を訴へるに違ひない。又裁判官が偏頗私曲の裁判を致すやうな事であれば、人民は必ずしも法庭を頼んで訴ふることをすまいと思ひます。之に反して、裁判官が極めて公平無私の裁判を下す事が明かでありますれば、其理由有るもの即ち法律上の害を受けた者は、必ず法庭に訴へ出る

に違ひない。是れ民をして訴あらしむるの一の手段と思はれます。

此の如き事を以て見れば、現代に於ても、立法者裁判官は皆民をして訴あらしむる事を務めなければならぬと思ひます。たゞ理由の無いのに訴を起すこと即ち濫訴と云ふものは止めなければなりません。濫訴は其源を塞がなければならぬが、之に反して、正しい訴へ即ち正訴は、成るべく之を奨励しなければなりません。正訴を奨励致すことは、人民をして己れの權利義務を守り、他人の權利を伸張せしむる一の手段であります。又正訴を奨励する事は、人民をして法治即ち法律生活に熟れしむる一の手段であると思ふ。「イェリグ」は、人民が己れの權利を守り、他より法律上の害を受けた時に之を訴へるといふのは、人民たる者が己れに對し、社會に對し、國家に對するの義務であるとし、申しました。又「カント」は、道徳哲學の中に於て、「人若し己れの權利を他人の蹂躪するに任す者は、己れに對する義務を破るものである」と若し他人をして己れの權利を蹂躪せしむれば、己れは即ち蟲に等しいものである」と申しました。

即ち、人民各自は自己の権利を守り、若し其権利を害された時に於ては、必ず法律上の救済を取るべきものであると云ふ事を明かに示したのであります。

右に述べたる所に依りますれば、立法者は成る可く法律を明かにして、人民をして訴へなからしむるやうに致さなければなりません。人民は、権利を重んじ義務を守つて、訴へなからしむるやうに致さなければなりません。裁判官は、聽訟判決を正しうして、民をして濫訴なからしむるやうにしなければなりません。併しながら、之と同時に、立法者は成るべく適當な法律を設けて、之が救済の道を開き、民をして訴あらしむるやうにしなければなりません。裁判官は成るべく裁判を迅速公平にし、確實にして、人民を法庭に誘ひ、以て訴あらしむるやうに務めなければなりません。又、人民に於ても、若し相當の理由が有るとき、即ち法律上己れの権利を害された時に於ては、成るべく私闘を棄て、——自ら腕力に訴へ自ら決闘をする事を止めて、法律の上に於て正々堂々たる救済を求めなければならぬのでございます。茲に私の「訴あらしめむ乎」

と申しますのは、即ち前に云ふ正訴であります。濫訴は何處までも之を止め、其原因は何處までも之を塞がなければなりません。是に由つて之を観ますれば、或意味に於ては、「必ずや訴なからしめん乎」と云ひ、又或意味に於ては、之と反對で「必ずや訴あらしめん乎」と申す事が出来るだらうと思ひます。併しながら、私は決して此濫訴の弊を宥恕して演説を致すのではございません。茲に述べました所を以て、彼の平地風波主義を主張するものと誤解されては甚だ迷惑致します。平地に風波を起すのは、私が諸君と俱に好まない所でございます。

附錄

齊家必携 卷之一

〔編者云、本書は遺文集第一冊の刊行後に筐底から発見したものであるが、今こゝに附録として掲載する。本書の見返しに「明治八年十二月」と記してあるのを以て見れば、本書は遺文集第一冊に收めた明治九年二月發行「講學餘談」所載「泰西讒謗律の解」より以前に出版せられたるものゝ如く、然らば故人の英國留學前のものであつて、著作としては最初のもので謂はねばならぬ。又「卷之一」とあるのを以て見れば、第二卷以下を次ぎ次ぎに刊行する豫定であつた様に思はれるが、「卷之二」以下は出版せられなかつた様である。尙ほ又本書の卷頭に「入江陳重譯」とあるが、何書を翻譯したものであるかは未だ之を審にして居らぬ。

故人の論著中、翻譯物は、明治十七年九月「法學協會雜誌」掲載の「出獄囚徒救助論」(遺文集第一冊掲載)以外には殆んど其の例が無いから、本書は此の點からしても珍しいものであるが、故人の處女著述でなく育兒衛生の書物であつたことも意外である。明治八年といへば、二十一歳のときであるが、當時の所謂文明開化の急先鋒であつた儂が窺はれる。

尙ほ本書の見返しに「官許 定價拾貳錢五釐」とあり、又卷末の現今の奥附に當る所に「主入江陳重」の木印が捺してあるのも、吾人の興味を惹く一つであるから、之を寫眞にして掲げた。

齊家必携卷之一

愛媛縣 入江 陳重譯

○幼童育法の事

一世間の人子供の幼時より體の弱きか或は病身なる時は、此子は生付病身なりと云ども能く其本を探れば、決して生付にはあらず、多くは親々の氣付なき育方より起者なり。時としては父母の體の病身なるより子の弱き者もあれ共、是も能く其元をたゞせば親の不養生より起りし事にて、其罪は親にありと知るべし。是等の害は只其子のみには止ざるべし。此の如く虛弱に成長せし子供の子は、又甚だ健康にあらざるべし。然れば父母の養育法を怠るより、殃を子孫に残す事少なからず、豈慎まざる可けんや。

一、親たる者の造物主へ對して第一の勤は子を育つる事なり。決して子は我

物とのみ思ふ可からず。天より我に與へられたる物なれば、能々次の條々を覺へ置き、決して疎になすべからず。

一、子生れてより一年或は二年の内に死する者は、過半親々の食物に氣を付けざるより起る者なり。生れしより二三年は胃腑弱く、食物を消化す力少し。其上子供の腹は速に滿つれ共、又直に空る者なれば、決して一時に多く食を與へ、或は時を極めて乳を與ふる等の事あるべからず。小兒は空腹なる時は泣く者なれば、夫れを印として乳を適分に與ふべし。然れ共、食を求むる爲に泣くと、痛み或は不具合の事あるより泣くとを誤り、泣聲を止めんが爲めに無理に乳を口へ押込み吸まするより、胃を害ひ病を醸す事あり、謹しむべし。

一、一度乳を與へしより次に吸まするまでには、必ず二時より四時迄の間有るべし、其れより近きは害あり。

一、小兒生れし時は腹中に汚穢物多く、之を下瀉さざれば食物を與ふるに害あり。

り。故に産後數日の間は母の乳薄く自然に下瀉る様に成り居る者なり。決して新乳を嫌ひ濃き乳を與ふ可からず。濃き乳は時として腹中に焮衝を起す事あり。若し乳無き時は乳母の乳を吸しむる前に醫者に乞ひて弱き瀉劑を用ふべし。

一 乳呑子ある母は決して酒の類を呑むべからず。酒の類を呑む時は其乳甚だ子に害ある者なり。

一 又小兒に藥を與ふるには別して氣を付くべし。餘程上手なる醫者にても、小兒の病症を見立る事至て六ヶ敷く、其上子供の弱き體には藥の能くきくものゆへ、少しの調合の違ひも餘程の害を醸す事あり。醫者にても此の如く六ヶ敷きものなれば、素人は別して謹み、醫師に問はずして猥りに藥を用ふべからず。

一 産母に乳汁あれば生れ子に其乳を與ふべし。他人の乳よりは親の乳は能く適ふものなり。若し乳出ずして乳母を雇ふ時は、成るべく近頃子を生み

し女を撰ぶべし。又乳汁不十分なれ共乳母を置かず、外の食物にて乳の不足を補ひ子を育つる時は、若き牛の乳汁に水三分の一を入れ、善き白砂糖を少し加へ、味みをつけて與ふべし。小兒の齒の生ゆる時分に至れば、水を加ふるに及ばず。然れ共齒の生へる前に水を入れずして與ふれば、餘り強すぎ、且つ濃き故、大便のつまる事あり。齒の生ゆる迄は決して麥餅菓子、肉の類を與ふ可からず。齒の生ゆるは乳汁の外に食物を與ふ可き時の來ると知るべし。

一 小兒を寢する部屋には、能く空氣の通ふ様にすべし。

一 小兒生れてより二三ヶ月も立ちて後、善き天氣には、足其外體一體を能く着物にて蔽ひ、抱き又は小き車に乗せて外へ出づべし。然れ共、決して太陽の光線を目に入らしむべからず。幼き時に餘り強き光線に當れば、眼弱く成り、老て後早く目鏡を用ゆる様に成り、時として盲目に成る者なり。外へ出る時は、小兒の面に薄き青色の絹を掛くるを善しとす。

一、小兒の頭は常に冷かに成し置くべし。餘り厚き頭巾帽子の類は害あり。然れ共風に當てぬ爲めに頭巾を用ゆるは善し。別して眼り居る時分は頭を風に當つべからず。

一、小兒の皮膚を清潔にするは病を防ぐ第一の術なれば、決して怠るべからず。毎朝微温湯にて體を洗ひ、頭は別して能く洗ひ、細かき櫛にて髪を撫で付くべし。頭に垢の集まるは瘡毒の基ひなれば、時々玉子にて頭を洗ふべし。又入湯の跡には速に拭ひ衣物を着すべし。

一、小兒の衣類は常に温にすべし。然れども汗の出るは宜しからず。足は別して温にすべし。時々火にて足を暖め、衣物は裾を長ふすべし。跣ふ時分に至れば裾を短かふすべし。

一、母たる者、乳呑子と衾を同じふして寝る時は小兒の體餘り暖まり過ぎ、又度度乳を求むる癖付き易き者なり。母は小兒と床を並べ、小兒には軽く温き衾を掛け、夜中に二度計り乳を與ふれば充分なり。添乳しながら眠むるは

誠に恐る可き者にて、時としては乳にて小兒の口を塞ぎ、息を止め、死に至らしむる事あり、能々謹むべき事なり。

一、丈夫なる小兒は籠又は箱の類に蒲團を敷き、其中に置く癖を付くべし。然れ共時々抱き上げ、揺り動かし慰むべし。

一、小兒を常に抱き、或は脊負ふ癖を付くる時は、歩行く時節後るゝ者なり。跣ふ癖を付け、少し立つ心付きたる時は、手を取りて立たしめ、少しづゝ歩行ましむべし。

一、母たる者、少しの氣付け様にて、子供を極りたる時に眠むらしむる癖を付くることを得べし。

一、此の如く癖を付くる最初の内には、小兒の泣く事あるべしと雖も、其子丈夫なれば決して恐るゝ事勿れ。健康なる小兒の泣くは、決して害なし。泣聲を止めんが爲に乳杯を與ふるは、腹を害ふの元なり。

一、又小兒獨り轉び又坐りて遊ぶ癖を付る事肝要なり。抱き背負ひなどする

よりは、體も健康になり、且つ小兒の身に成りても餘程具合よき者なり。

一 小兒の養育に最も肝要成時は、齒の生へる迄にて、齒生へし後は、餘程取扱よく成る者なり。小兒齒二十枚あり、此齒は皆抜け替り二十歳の頃に至る迄は二十八枚ある者なり。二十歳の頃に至り、奥齒四枚増し、俗に親知らずといふ都合三十四枚となる也。

一 小兒の齒初て生へんとし、齒の頭齒肉より出んとする頃に、小兒少し熱出て能く眠らず、唾平常より多く何にても口に入れんとする者なり。この熱を醒し、且つ堅き物を口中に入れ、齒肉を傷くるを防ぐ爲には、氷の片を木綿切れの類に巻き、口に含ませしめ置べし。

一 齒動き出せば、成るべく速に取るべし。怠りて取らざれば、齒の生へ所違ひ、揃はぬ者なり。

一 新しき齒の生ゆる時、隣の未だ替らざる齒につかへ、曲る事あり。筒様なる時は隣の齒を抜き去る共害なし。

一 幼年の時分より楊枝を用ゆる事に氣を付べし。楊枝を用ゆる事を怠るより、屢齒の病を生ずる事あり。

一 食物齒の間に残り腐れるより、蟲齒或は悪しき臭ひの息等出る者なり。故に食後に楊枝を用ゆれば、此患ひなし。

一 小兒下痢する時は、抱きて外に出て所々歩行き、食物は粥の類を用ゆべし。

一 小兒熱ある時は、微温湯に浸し、絞りたる手拭にて體を包み、その上を厚毛にて包むべし。年長るに隨ひ、冷水を用ゆる共害なし。此の如くすれば、水の蒸發にて熱を去り、能く眠る者なり。

○ 童蒙養育法第二、是れは母の乳を離れし後なり。

童蒙に肉食を與ふ可からざる事

一 英國女王の侍醫、ドクトルクラーク氏曰く、小兒の育法に於て、餘り早く肉食を與ふるより大いなる誤りはなし。餘り強き食物を與ふる時は、消化の機關を傷ひ、食物を消化するに要用なる膽汁を減じ、消化の力薄く成るなり。

又ケ様なる食にて育ちし子は、熱病に犯かされ、痲疹を起し易し。又痲疹の如き小兒にのみ行はるゝ病に罹りし時は、甚だ烈しき者なり。茲に一例を擧ぐるに、亞米利加アルバーニーの孤兒養育院は、開院より八十人許りの幼童を養ひしが、初め三ヶ年の間の食料は、日に一度肉を與へ、其外細微き粉にて製したる麥餅、野菜、果物并に牛乳なり。又衣類、空氣、運動には能く氣を附け、三週に一度入湯せしめたり。然るに此三ヶ年の間に、病人常に五六人ありて、定りより二三人餘分に看病人を置き、一週間に二三度は必ず醫者を招くにいたれり。而して此三年の間に四十人計の死人有りたる故に、三年目より仕法を變へ、日々に沐浴させ、細微粉を廢し、篩はざる粉にて麥餅を拵へ、一切肉を廢し、猶衣類、臥床新鮮しき空氣と運動に注意したりしが、其後二年の間は看病人、醫師入用なし。大病に罹り或は死せし者一人も無く、三年目には三人死せしが、是等は皆新たに養育院に入りし者にて、此改正有りし養育法を受けし者にあらず。又養育院の教師も、此二年間には大いに幼兒の

勉強を増し、進歩遙に前年に優るを證せりといへり。人の父母たり師たる者は、宜しく此例を監み、幼童の才智性質、身體の強弱は、大に幼時養育法に關する所ありと知るべし。

間食を廢す可き事

一 幼童に屢々間食せしむるは大いなる害あり。度々食すれば胃腑常に休む隙なく、食を消化す力漸に弱くなり、胃の病を起す事あり。故に菓子、果物の類は食事前に少し與ふべし。斯の如くする時は菓子類も即ち食事の一部になり、胃腑十分に休み居る所へ食する故へ能く消化する者なり。食後に與ふれば味ひも少く、且つ過分の食胃に入る故、充分に働く能はず、腹を傷ふ事あり。

空氣の流通の要用なる事

一 前にも云へる如く、人の才智も大に身體の強弱によりて違ひある者なれば、能く養生法に氣を付くる事大切なり。別して空氣の流通は養生法の第一

なれば學校の教場の如き多人數集る所にては、能く空氣の通ふ様に致さざれば、直に空氣不潔なり、頭痛等を起し、體に害ある者なり。幼童の遊び居る部屋などは、障子を開き置くべし。又冬の寒むき時分には、夜中に閉込め置故空氣惡しくなる者なり。故に毎朝食事前には、寢室を始め、暫時の間諸方の障子を明け放し、新鮮の空氣を入るべし。又火鉢、暖爐にて室内餘り温りし時も、障子を明けて空氣を入るべし。

一 幼童の學校にては、外に出で遊ぶ事十分にすべし。又父母は學校を撰び、其子を入れし時は、學校中の事は、一切教師に委せ置くべし。又早く學校に入らしむる事を嫌ふべからず。學校にて同齡の兒童に交り、且つ他人の教導を受くるは、父母の慈愛、訓導よりは、又一層利有る者なり。然れ共、學校の課業、其兒の力に過ぎ、或は父母餘り強く、讀書を厲す時は、健康に大害ありて、兒童成長して後、學業進まぬ者なり。

品行教育之事

一 是れ迄父母其子を教ゆるに、性質を善くし、善き癖を付る者少く、其責むる事は、只一事一行の上のみありて、此事を爲さば賞すべし、彼事を爲さば罰すべし、といひ教ふれ共、常々從順、克己、仁惠等の行ひを習はしめ、漸く其性質となる様に教ゆる者稀なり。又兒童は萬事兩親を學ぶ者なれば、人の親たる者は、能く我身の行を慎しみ、子の手本となる様にすべし。

一 幼少なる時より我儘なる癖を付けざる様にすべし。人の益に成る事なれば、事によりては我身の勞も厭はず、我が願ひをも抑ゆる様に教へ、自然われの好まざる事は、人にも仕向けぬ様に常に教へ導くべし。

一 我儘なる癖を除くには、少しく威嚴を用ひ、教へに背く時は罰し、且つ諭すべし。斯の如くすれば、始めは親の威を恐れて爲せども、後には自ら我思ひを抑へ、或は人の爲めに勞するとも敢て難しとせず、却て悦ばしく思ふ様に成る者なり。譬へば教へよき子供に、不熟果實を禁ずれば、格別不満足の意を生ぜず、教へあしき兒に害ある食を禁ずれば、外形は從ふと雖も、内心は甚だ

不平にして、食を得ざるを恨むるが如し。故に氣長く漸々に癖を付くれば、後には善き性質となるべし。

一 兒童に善き癖を付くるには、親たる者の些の事にも能々氣を附くるにあり。惣して人より物を貰ひし時は、兄弟朋友に分け與へしめ、又年長けたる人には曲げて従はしめ、請ひ求むる事あらば勉めて此れに應ぜしむべし。又親兄弟の仕事を少しづつ、助くる癖を付くべし。兒童に仕事を手傳はしむるは、却て邪魔に成る者なれ共、決して厭ふ可からず。然れ共、餘りに多く仕事を與へ、或は餘り長く手傳はしむるは宜しからず。只幼童には快樂の氣を失はしめざるべし。餘り嚴酷しく育てし子は、常に鬱々として自然健康を害するに至るべし。

一 子を育つるは、兎角片寄り易き者にて、或る親は嚴酷過ぎ、敢て其子を愛する情を顯さず、其子の難苦を顧みず、命に違へば乍ち呵責す。故に其の子の氣質偏屈に陥り、大氣ある事なく、常々親を恐るれ共、之を貴み敬ふの情薄く、却

て怨むに至る者なり。又或る親は餘り甘きに過ぎ、其兒の氣に逆ふ事は命ずる事なく、其子の求めは許さざる事なし。親子同等の如く、只言ひ付く可き時も、其子に請ひ、其諾せざれば、其事を爲さしむることなし。此育法は嚴酷に過るよりは猶忌む可きものにして、斯の如く育ちし兒童は、常に我儘にして魯鈍なる者多し。長子の愚なる者多きも、親の愛甘きに過る故なり。

一 前に記せし者は、或は嚴酷に過ぎ、或ひは溫柔に流れ、二つながら全き育法に非ず。親たる者は、其子よりは年高く智識廣く、且つ親族中最尊き位にあるを以て、何事によらず、其子に言付る權あり。嚴を以て之れを命じ、柔を以て之れに諭し、慈を以て之れを育て、常に尊親に従順ならしむべし。此の如く教訓するには、深切に之を説き、親は其子の幸福を願ふ故に、もし過ちある時は、嚴にし、かると云ふ事を能々合點さする事肝要なり。然らざれば、其子却て親を恨み、親の目前にては言付に従ふ様なれ共、心には不平を抱く者なり。

一 又子を督責るに定りなく、時としては少しの過も嚴しく罰し、時としては過

ちあるをしれども罰せず、或ひは父嚴なれ共母は寛に過ぎ、其子時として惡しき行あるも却て罰せず、又父に呵責せらるゝ時は母之れを止むる等の事ある故、畢ひに其督責を恐るゝ事なし。

一 甘く育てられたる子供は、一事の我意に叶はざる事あれば、泣き叫びて我思ひを遂げんとす。此の如き兒の泣を憐れみ、勤て之れを慰むれば、却て其癖長ずる者なり。只取合はずして居るべし。

一 親たる者、其子を教訓し、其行ひを正さんとせば、次の格言を以て子弟訓導の規則と爲すべし。

第一、子弟に物を命じ或は行ひを正すには、多端なる規則を設けて嚴しく物事を言附け、又は道理を説かずして強く呵責する等の事あるべからず。粗暴、不注意、不行儀の如き幼童には屢あるべき過は、將來心に記し決して之れを爲すべからずと云ふ位にて充分なれ共、人を欺き或は人を譏る等の如き惡しき行ひある時は、深切に戒め、決して恕す所なく、相當の罰を加ふべし。

第二、子供を育つるには、罰よりは寧ろ賞を以てすべしと、是れは子を育つる者能々心得置べき事なり。總て心なき者は、罰を以て責むるよりは賞を以て導くを善しとす。譬ば手飼の犬に藝を教へんとするに、打叩きて之れを教ふるよりは、食物を與へて之を馴らすに如かざるが如し。

第三、兒童の心は常々活潑にして樂しからしむべし。故に猥りに呵り、或ひは僅の事にも嚴しくして、兒童の心を苦しましむべからず。心樂しき時は、好んで親の命に従ふといへども、樂しまざる時には人の詞に従ふを嫌ふ者なり。

第四、子供の伶俐なるを欲せば、玩具の類に最も注意すべし。別して畫の類は子供の能く畫解を請ふ物なれば、一しほ心を用ひ、歴史或ひは諸術の實事を畫きし物を選びて與ふべし。又書畫を學ぶ爲めに石盤の類を與ふるを最も益ありとす。其外勉めて記憶を長し身體を強くする物を選び與ふべし。

第五、兒童は常に身體を運動せしむべし。身體健かなれば心常に楽しく、才智も體と共に長ずる者なり。故に子供の衣類は成る可く寛ふして、運動に自由ならしむべし。又父母たる者は、朝夕に兒の手を携へて花園或ひは林陰を逍遙して心を慰むべし。

○不慮の危難に罹りし時救助法

一不慮の危難に罹り、或は怪我等ありし時、醫師を呼ぶ迄に手當せざれば、怪我益重く成り、或は死に至る事あり。故に救助法一通りは人々當に辨へ居るべき事なり。

金瘡手當の事

一一通りの切瘡には決して何も付るに及ばず。只布の類にて能々縛り、血の出ぬ様に致し置くべし。若し瘡口廣き時は、銕膏藥を瘡口に筋違に張り置き、醫師の來るを待つべし。若動脈を切りし時は、速に血を止めざれば、暫時の間に死に至る者なり。動脈より出る血は眞赤にて脈の打つ度毎に飛び

出る者なり。此時には、動脈血管の端を取り、絲にて能く々々縛り、血の出ぬ様にすべし。總じて切瘡には出血を防ぐ事肝要なり。

打傷跌傷の事

一惣じて打傷跌傷は湯にて洗ひ、小さき切瘡は水にて洗ふを善しとす。又手足を挫たる時は、先づ湯にて蒸し、或は熱き湯に浸したる木綿切れの類にて縛り置べし。其後は平愈する迄、挫きし手足を使ふ可からず。之を使へば傷れし筋々癒ゆる隙なく、長く惱む者なり。足を違はしたる時は、横に致し置べし。一足を折りし時は、直に他の一足へ結び付け、動かぬ様に致し居り、醫師を迎ふべし。又腕を折りし時は、薄き板の類を腕の兩方より押し當て、其上より縛り置き、醫師を待べし。

火傷の事

一火傷の薬には、クレソソート水薬店にありを用ゆれば、治する事妙なり。若し、クレソソート無き時は、木煤、石炭の煤は功なしを篩ふるに掛け、豚だの脂に交ぜ

合せて塗るべし。是れ煤の中にはクレソート多くある者なればなり。
一若し煤も得難き時は、皮の爛れたる所へ粉を振り掛け、其上を木綿の類にて巻き置べし。總じて又火傷には油を塗り、其上へ食鹽を振り掛るをよしと云へり。火傷にて爛れし所を空氣に觸れざる様になす事肝要なり。油を塗り粉を振るの類も、空氣に當てぬ爲めなり。丁度油を鐵器に引き空氣に觸れざる様にして錆を防ぐの類なるべし。

水に溺れし者を救ふ法

一溺死せし者を助くるには、第一に口鼻の穴并に咽に入りし泥の類を除き去り、水を吐かしめ、呼吸の障りなき様に致し置き、次に肺を働かせ、呼吸を起さしめ、且つ濡れたる衣類を替へさせ、體を温め、膚を摩擦り、別して手足を能く摩擦り、血液の循環を起すべし。

一第一、喉を拭ひ、清め水を吐かしむるには、溺死者を俯げに伏さしめ、少し頭を揚げ、口鼻の穴を指にて拭ひ、鼻に樟腦を入れるべし。此法は通例の足を揚げ

或は桶を腹の上に轉ばせ水を吐かしむるよりは確なる者とす。

一第二、肺を働かせて呼吸を起すには、溺者を俯さしめ、背より強く押し、肺より空氣を出さしむべし。次に手早く仰向にし、胸を張しむる様になし、空氣を入れ、又俯さしめ、前の如く背を押し、又仰むけ、如此する事數回にして、同時に手足腹背に摩擦を施し、體を温むべし。蘇生る迄如此なすには、數人を入要とす。此法は醫學博士「マーシャル」氏其他諸大醫の用ゆる所にして、通常風櫃を用ふるよりは安全なる者なり。

解毒法の事

一曹達布打沙其他滴汗鹽質の毒に當りし時は、醋或は番茄子の汁を吞べし。其他酸類を用ひてよし。又硫酸の毒には、白堊を粉にし水に和して吞むべし。若し醋番茄子、白堊等なき時は、石鹼を濃く水にて解き吞むべし。是等の解毒劑を用ひて後、微温き湯を澤山に吞み、喉に指を入れて毒を吐き出すべし。

- 一 石灰其外石灰を含有める者には、硫酸に水をくわして用ゆべし。
- 一 埃阿顛の毒には、麥粉を水にて解き、或は薄き糊を用ひ、其後醋と水を呑み、又微温湯を用ひて吐くべし。
- 一 幼童時としては果物の核を食ひ、或は未だ苦味のある巴旦杏を食し、ブルシツク酸と云ふ烈しき毒に當る事あり。此毒には早く吐劑を用ひ、アンモニヤ水を與ふべし。此毒は、通例惣體へ水を灌ぎ、温き手にて摩擦すれば、快復する者なれ共、容易く吐劑を得れば上の方を施すべし。
- 一 安質母尼并に安質母尼を含有める毒に當りたる時は、櫛の皮或は沒食子を呑むべし。又極く濃き綠茶を用ゆべし。
- 一 礬石(石見銀山と稱する類)毒には、油或は溶かしたる蠟と、マグネシヤ或は石灰水を澤山に服用すべし。水銀毒には牛乳或は玉子の白を澤山用ゆべし。其法には、水六合計に玉子十二三の白を交ぜ、三分時間程置て一口づゝ澤山に呑み、充分に吐く迄此の如く繰返すべし。此方は尤確なる者なり。若し玉子或

は牛乳を得る能はざる時は、米の粉或は麥の粉其外何にても粉の類を水に加へて用ふべし。若し是れも無き時は、湯を澤山呑むもよし。然れ共成る可くは初めの二法を用ふべし。

- 一 銅錫亞鉛の毒にも水銀毒と同じ手當を成すべし。
- 一 鉛の毒には、瀉利鹽或は「レモン」か「番茄」の汁を呑べし。
- 一 硝酸銀の毒には嘔逆始むる迄鹽水を用ゆべし。
- 一 幼兒など摺り附木を口に入れ、燐の毒に當りし時は「マグネシヤ」と「亞羅比屋」ゴムを水に溶解して用ゆべし。
- 一 「アルコール」を多量に用ひし時は、湯を澤山呑みて吐くべし。
- 一 煙草に酔ひし時は湯を呑で吐くべし。其後ち「レモン」汁を呑み、面を上にして伏し、靜に致し居れば、目暈する事も止み、早速眠るを得べし。
- 一 阿片の毒に當りし時は、大茶碗に檯匙一杯の芥子を入れ、水に溶して用ひ、速に吐逆すべし。又は明礬を細末にしたるを湯にて呑み、次に加非を呑み、代

るく用ひ吐くべし。扱吐きし後、醋、レモン、番茄の類の酸味の物を用ふべし。若し吐かざる時は、スタマック、ポンプ（口より入れて胃より食物を引き出す器）を用ひ、又頭より冷水を洒ぎ、身體を摩擦り、常々其人を振り動かし、眠り入らざる様に致し置く事肝要なり。

一 馬錢子も右の如く早く吐き去るをよしとす。

總じて是等の解毒劑を用ひし後は、湯を呑みて吐き去るべし。

出血を防ぐ法

一 肺、胃 或は喉より血出る時は、乾きたる鹽を茶匙に一杯程づゝ度々用ふべし。

一 鼻より血出る時は、身柱に水を付け、又は冷水を灌ぎ、頭を上げ居るべし。

雷に打れし時救助法并に除雷法の事

一 雷に打たれし人々は、手桶にて冷水を頭より胴に注ぎ、芥子粉劑を用ひ、總身を摩擦り、救溺法の如く肺を働かせ、呼吸を起さしむべし。

悪しき氣に當り或は石炭の煙りに噎び死したる者も同じ法を用ふべし。

一 雷鳴の時には、戸障子を閉ぢ、部屋の中央に坐すべし。裝毛褥有らば其上に坐るをよしとす。柱の類は皆良導體とて能く電氣を導く者なればなり。

一 又雷を除けるには、椅子の四足の下に陶器或は玻璃の皿の類を敷き、絹の衣類にて其椅子に掛れば、假令雷落る共決して怪我なし。總じて玻璃陶子絹は不導體とて電氣を導かぬ者なれば、絹の衣類を着たる者は雷に打たるゝとも決して死に至るの憂ひなし。

一 鐵金銀其外金屬は一切雷を能く引く者故、雷鳴の時は、簪をささず、金物に遠ざかるべし。暖爐の類は至て危き物なり。

火難の事

一 火事の時通るゝには、厚毛氈或は他の毛織物を身に纏ふべし。決して玻璃燈を枕元に置き書など讀むべからず。終には火事を發する事あり。若し衣類に火移りし時は、決して走るべからず。走れば火勢益熾んになる者

なり。はやく轉まわり、何か毛織物の類ある所へ轉まわび行ゆ、夫れを取りて身を纏まとふべし。又轉まわびながら帶を解き、原文鈕を取り、衣を脱ぎ捨る用意をすべし。

齊家必携卷之一終

東京新橋竹川町十七番地續文社印行

索引

索引

「アイケ、フォン、レプガウ」	三ノ四九八	「アメリカ合衆國」の法典	一ノ三七七	石渡敏一	四ノ一六二
會澤正志	三ノ五七九	「アメリカ」の家庭教育	三ノ五二二	異姓養子を可とする説	三ノ五八八
「アインスタイン」歓迎辭	四ノ三七〇	「アリストートル」	七五・八一・二二四・二四三	異姓養子を非とする理由	三ノ五六九
秋葉節三郎	一ノ三五〇	有馬祐政	三ノ四八九	磯部四郎	四ノ三八九
「アークライト」の最初	四ノ一六七	「アンリ」第四世の大計	三ノ五七九	板垣退助	四ノ二二四
浅見綱齋	三ノ六〇七	畫	一ノ六二	一木喜徳郎	四ノ三九四
跡部良顯	三ノ五八三	「イエリグ」	一ノ一八・三七	今西幹一郎	二ノ四二六
天野信景	三ノ五八九	「イエリグ」權利競争論	二ノ二九〇	飯野謹一	二ノ二七五
阿部忠秋	三ノ六四〇	怡顔帖記	四ノ四一一	一夫一婦婚	一ノ一一七
「アポロ」神	三ノ四八七	英吉利法律學校	三ノ一八八	一夫數婦婚	一ノ一一四
「アムフィクチオン同盟」	一ノ六〇	池田龍一	三ノ四七八	一民族、一帝國、一法律	三ノ四七八
		遺稿公刊の正否	四ノ一四六	伊藤博文	三ノ四五二、四ノ二一六
				伊藤公追悼會	三ノ四五二
				井上頼國	三ノ五七九
				「イルネリウス」	一ノ三七三・三六六

索引 あ、い、ゐ

隱居論の再版	三ノ三四一	宇都宮五郎	一ノ五〇七	英國在留法學士諸君に對する禮狀	四ノ四〇
隱居より移動すべき權利		上杉慎吉	四ノ一三九	英國證據法	四ノ一〇一
義務	二ノ二三九	梅謙次郎	三ノ四五四	英國の陪審制度	三ノ四〇九
「インダールモール」著英國普通法	一ノ三五〇	宇和島高等女學校生徒作文短評	四ノ三七五	英國賣買法序	一ノ六四九
印度法族	一ノ三〇〇・三〇八・三六〇・三六一	宇和島市民諸君へ	四ノ三七八	英國法族	一ノ三〇〇・三七五・三七七
引用法	一ノ三三三	宇和島中學校講演	四ノ三四二	英國法學の性質	一ノ三三七
「イーンズチツーチオーネース」	一ノ三三三・三四四	宇和津彦神社	四ノ二六一	英國謀殺犯の奇獄	一ノ三七九
		宇和津彦神社文庫	四ノ三四三	英國判決例	一ノ四〇五
		賣家と唐様で書く三代目	三ノ五六	英國犯罪防止條例	一ノ三二六
		「ウルピアアヌス」	四ノ一四	英國普通法原論序	一ノ三五〇
		「ウルピアアヌス」羅馬法	四ノ二一六	英國の辯護士と公判	三ノ四六〇
宇田川興齋	三ノ五三八	英國裁判所に於ける公判	三ノ四三四・四六五	英國の養老期金法と社會權	三ノ三四一
疑といふ字	四ノ六四			英法の特質	二ノ五七九・五八一・五八六・五八九
氏と姓	二ノ三三三			英獨佛商人比較論	一ノ四八三
氏の意義	四ノ五四七			英佛獨法學比較論	一ノ三三一
氏上	二ノ三三〇・三三五、四ノ五五四				

英佛獨法律思想の基礎	二ノ一五二	賀會祝辭	四ノ三〇〇	親子	四ノ五七九
英米議會法規序	二ノ一七一	岡野敬次郎男爵を悼む	四ノ四八七	「オランダ」醫學	四ノ四七一
英米私犯法論綱	一ノ六五一	岡村輝彦	四ノ八四・一〇一・一一八	和蘭刑事訴訟法	三ノ五三八
英米親族法及英米代理法		岡本芳二郎	三ノ一八三	和蘭刑法	三ノ五三八
批評	一ノ五〇〇	岡山兼吉君を弔する辭	二ノ二九五		
英米身分法批評	一ノ四九九	小河滋次郎	二ノ二八六、四ノ四五四		
榮譽刑	二ノ二	奥田義人	一ノ六五一、四ノ一三三・一六一		
驛馬を代ふる毎に法律を代ふ	三ノ三三二	奥田義人博士追懷錄	四ノ一六一		
江木衷	一ノ六一四、四ノ一六二	尾高藍香先生記念碑除幕式	三ノ三一五		
「エジュリヤ」	二ノ四三九	大内家壁書	三ノ六二八		
「エスペラント」	四ノ七〇	大倉商業學校に於ける演説	三ノ四八		
沿革法理學派	一ノ四七三				
お・を					
歐洲諸國の死刑	一ノ五〇二	大隈重信	三ノ四五五、四ノ二二四		
岡野敬次郎	四ノ二四・三〇〇	大木喬任	四ノ三九二		
岡野教授在職二十五年祝		大澤正道	四ノ一五四		
		太田錦城	三ノ五七八		

海法の教習	四ノ一二三	學說の調和力	三ノ二六	桂太郎	三ノ四五三
海法の専修	四ノ一二六	學說の司法的調和力	三ノ二七	必ずや訴あらしめん乎	四ノ五九三
海法講座の設置	四ノ一二九	學說の立法的調和力	三ノ三四	金子堅太郎	三ノ四五五、四ノ二二三
海法會誌の發刊	四ノ一三二	學說の教育的調和力	三ノ三七	金子喜代太氏長男誠命名	四ノ二二三
孝	四ノ一八	家祭の繼承	一ノ五三	狀	四ノ二〇三
恒久平和論	一ノ五八・六四	笠原恕道先生を祭る	四ノ九七	「カルメン」	三ノ四九〇
庚午年籍	四ノ五六二	家族の道德	二ノ四六七	「カルミナ」	三ノ四九一
高陞號擊沈事件	四ノ三三六	家長權と祖祭	二ノ三三〇	監獄の目的	一ノ一四六、二ノ六
高僧法	四ノ二四〇	家庭教育	三ノ一三九	監獄制度の起原	一ノ一四五
學校教育	三ノ一四〇	加藤弘之先生に對する告	四ノ七六	監獄制度の種類	一ノ一四九
學術研究會議の設置に關	四ノ一九二	別辭	一ノ五三・五四	監獄の性質及起源	二ノ二
する建議	四ノ二六七	家督相続	二ノ四九七	監獄學序	二ノ二八六
學術研究會議第一總會に	四ノ一九〇	樺山資紀	二ノ三三四	監獄學大綱	一ノ一四二
於ける演說	二三八・二四二・四一八	「カバネ」	四ノ五五〇	監獄學の開祖	四ノ四五四
學術研究獎勵寄附金	四四六	姓の意義	三ノ五八一	感化院	三ノ二九三
鶴城新報發刊祝辭	二ノ二三五	浦生君平	三ノ五七二・五七三	含翠樓記	四ノ三三三
		神は非類を飲けず	四ノ四九七・五〇六	「カント」	一ノ五八・五九
		龜高德平		「カント」の純理批判の哲學	一ノ六四

「カント」の恒久平和論	一ノ五八・六四	共諸婚	一ノ二二六	會計學	四ノ五三
急養子	三ノ六二七・六四九	共同婚	一ノ二一〇	外法繼受	三ノ一九三
舊令集	三ノ六二五・六四一	共同祖先の祭祀	一ノ四八	外法適用論	二ノ二一〇・二二六
九族	四ノ五七〇	共和政治	四ノ五四	外國法の繼受	二ノ五九一、三ノ七
糺問法	三ノ四一七	恐怖と祖祭	二ノ三〇九	會社	四ノ五一
菊池武夫	四ノ八五	極東熱帯醫學協會總會に	四ノ四六四・四六九	皇室御下賜金	四ノ一九〇・三二七
「キケロー」の銅像を花井	四ノ四〇三	於ける歡迎の辭	三ノ四三六	皇室典範義解	四ノ二二〇
博士に贈る辭	四ノ四三二	忌避	一ノ三九	皇太子殿下歐洲御巡遊よ	四ノ二九〇
「キケロー」の胸像を贈る	四ノ四三一	「ギボン」	四ノ五二	り還啓につき賀牋奉呈	四ノ二九〇
の記に添へたる辭	一ノ四八六	行政法	二ノ三八三	に關する演說	四ノ二九〇
岸小三郎	三ノ四一七	切支丹宗門禁止	二ノ二四三	皇太子殿下歐洲御巡遊よ	四ノ二九四
祈審法	二ノ一七三	「ギリシヤ」古代法廷	一ノ四九	り還啓につき奉呈の賀	四ノ二九四
貴族院第一回通常會演說	四ノ一〇五	「ギリシヤ」の婚姻禮	三ノ二二八	皇太子殿下宇和島市行啓	四ノ三七三・三七五
北字和郡誌	二ノ一〇五	空前絶後之疑獄	四ノ五五五	皇別	二ノ三一二
記傳法	一ノ三〇三・三〇四	盟神探湯	四ノ三一一	桑原隲藏	四ノ五四一
		楠長譜筆御成敗式目			

管子	三ノ二一八	君權世襲	四ノ五三二	刑事制裁	一ノ一九七
慣習の起原	三ノ二六五	君臣言行録	三ノ六三九・六四二	刑事訴訟法改正案主査委員長報告案	四ノ二二五・二〇七
慣習發生の心素及び體素	三ノ二六九	君制主義	一ノ四五七・四六一	刑事訴訟法改正調査委員會委員長報告案	四ノ二八四
寬明日記	三ノ六二五・六三九・六四三	敬愛と祖祭	二ノ三〇九	刑事訴訟法要論	四ノ二九七
還曆祝賀會、法理研究會創立二十年記念會に於ける謝辭	四ノ三二	輕氣球侵界の訴	一ノ四九〇	會委員長報告案	四ノ四九三
「クローランヂ」	三ノ四九一	經濟學	四ノ五三	刑事辯護制の首唱者	四ノ三八九
「クルーサー」の世界聯盟	一ノ六二	經濟教育と教育經濟	三ノ一三七	警視廳集會所	四ノ三二七
説	一ノ六二	警察學	二ノ四九六	繼受法	一ノ三三三・三三六・三六〇
「グロートレス」	一ノ三七	警察官は國の看板	一ノ二〇五	刑罰權	一ノ一九七・一九八
「グロートレス」	一ノ三七	警察の本性及目的	一ノ二〇七	刑罰の絶對主義	一ノ五二二・五二四
「グロートレス」の平戰法	一ノ一	警察の權限	一ノ二一五	刑罰の對立主義	一ノ五二二・五二五
規論	一ノ六三	警察の強制	一ノ二二三	刑罰の折衷主義	一ノ五二二
「グロートレス」夫人「マリア」	一ノ三	警察權の執行	一ノ二二六	刑罰の脅嚇主義	一ノ五二七
君意法の時代	三ノ二三七	警察權の區分	一ノ二四四	刑罰の制心主義	一ノ五二九
		繼嗣令	四ノ五九〇		

刑法進化主義	一ノ五一	憲法發布	四ノ二二七	國憲の起案	四ノ二一六
刑法汎論批評	一ノ六一四	憲法制度調査局	四ノ二二七	國際交誼	二ノ二二二・二二七
刑法適用の原則	二ノ五五二	權利なる觀念	二ノ三六	國際親族	一ノ一
刑名法術の徒	三ノ五	權利の感想	二ノ三三	國際道德	二ノ四九四
契約	二ノ四四三	權利競争論序	二ノ二九〇	國際法	一ノ一・二四・二七、四ノ四九
結婚方法の進化	一ノ一一九	固有法	三ノ八	國際法の鼻祖	一ノ一七
血族關係	四ノ五六九	固有法と繼受法の區別	一ノ三三三	國際法發達の促因	一ノ一四
血族團體	一ノ四六・四七・四八、二ノ三〇七	講學餘談第一號	一ノ八二・八三	國際私法	二ノ二二二・二二七、三六三、四ノ五〇
決闘裁判	三ノ二四一・四四六	貢進生	四ノ九七・二一八・四二二	國際私法的國法	二ノ三六四
毛山正辰氏に對する祝辭	四ノ二六〇	公德教育に就て	二ノ四六五	國際私法の性質	二ノ一六
教育を行ふ場所	三ノ一三九	古革囊の記	三ノ五五五	國際私法の範圍	二ノ四五七
教會	三ノ二九二	五箇條御誓文	四ノ一五四・二一五	國際私法序	二ノ二五四
教令類纂	三ノ六二五・六四一	國家學	四ノ七七・二一九	國際民法	二ノ二二三・二二七
元典章	三ノ五七二	國家學會の創立	四ノ二二〇	國際聯盟規約	一ノ七〇
憲法	四ノ四七	國家法起原序	二ノ二七五	國際聯盟の由來	一ノ五八
憲法大意	四ノ一三九	五刑	一ノ一四四、二ノ二	國法汎論	四ノ七七
憲法義解	三ノ四五二、四ノ二二〇				

戸婚律	三ノ五七二	「コーデキス」	一ノ三二・三二	戸令	三ノ五七二、四ノ五九一
戸主は祭主	一ノ五三・五五	子供裁判所の成績	三ノ三〇六	「コルプス、ユリス」	
戸主は祖先の代表者	一ノ五五	小中村清矩	二ノ二六九	キーヴァーリス	一ノ三五
國勢學	四ノ五三	小中村義象	二ノ二六九	婚姻	一ノ四九・九六
獄制論	二ノ一	小村壽太郎	四ノ八五	婚姻の禮式	一ノ四九・五二、二ノ四四・二
戸籍	二ノ三三・三	五人組制度	二ノ三七五	婚姻沿革史	一ノ一〇八
戸籍法案演説	二ノ一九七・二〇四	五人組法の沿革	二ノ三七六	婚姻法論綱	一ノ九六
御成敗式目録序	四ノ三五六	五人組の名稱	二ノ三八〇		
古代市府論	一ノ四一・四三	五人組の組織	二ノ三八六		
五大法律學校聯合討論筆		五人組組合員間の義務	二ノ三九五	財産相續	一ノ五三・五四、二ノ一五
記序	二ノ二四	五人組帳	二ノ四〇五・四一	財産刑	二ノ二
後註釋家	一ノ三六七	五人組帳の朗讀	二ノ四〇七	祭祀と政治法律との關係	一ノ四一、
五等親	四ノ五七〇	五人組の條數	二ノ四〇九	祭祀相續	二ノ三〇一、四ノ五三・四五一
子供裁判所の歴史	三ノ二八一	五人組制度整備の原因	二ノ三八二	祭祀一致	一ノ五三、二ノ一二
子供裁判所の基礎主義	三ノ二八五	五服の制	四ノ五七三	祭と法	三ノ二三八
子供裁判所の機關	三ノ二八六	五保の制	二ノ三七七・三七九	祭祀と君權	四ノ五二二
子供裁判所の職能	三ノ二九三	五保制と軍政の關係	二ノ三八五	祭祀	四ノ五二五
子供裁判所の種類	三ノ二九九	「コラン」聖典	二ノ四三九		一ノ五五

祭祖は世襲君權の基礎	四ノ五三三	「サキセン、スピーゲル」	三ノ四九八	自殺の話	一ノ五五三
最新獨逸商法論	三ノ一八三	「サクルヤ」親	四ノ五七八	齊衰	四ノ五七二
裁判上の離婚の原因	四ノ五一	「サゴトラ」	四ノ五七六	嗣子	二ノ三二四
齋藤修一郎	四ノ八五	「サージエント」	四ノ四四一	自主主義	一ノ四五〇・四六四
造化主義	一ノ四五・四六〇	「ザヴィニー」立法法學時	二ノ二九一	詞訟	四ノ三八九
造船協會創立二十五周年祝		務論	二ノ二九一	私生子認知	二ノ三一九
賀會演説	四ノ三六二	「ザヴィーニー」の立法及	三ノ四七六	「シセロー」	三ノ四九〇
相續	一ノ五二・五六	び法學の必要	三ノ四七六	慈善協會	三ノ二九二
相續法と祖祭	二ノ三三二	「サピンドラ親」	四ノ五七六	自然法	一ノ二二・一六二・二九
相續法三變	二ノ九	「サマノダカ」親	四ノ五七八	氏族制度	四ノ五五三
相對的離婚原因	四ノ五一	斬衰	四ノ五七二	氏族制の衰頹	四ノ五五八
酒井忠勝	三ノ六三九	讒謗律	一ノ八二・八四	詩體法	三ノ四八三
阪谷芳郎	三ノ四五四			兒童虐待防止會	三ノ二八九・三〇五
阪谷朗廬	四ノ五九			自治	二ノ四七六
坂本三郎	三ノ四八	酋族共同婚	一ノ一〇九	實利哲學	一ノ五九
詐偽罪の體素	二ノ五六九	自救權論	四ノ一五七	支那の國體	四ノ五三三
詐偽罪の物素	二ノ五七〇	時效	四ノ五二	支那の文化	三ノ三
詐偽罪の心素	二ノ五七〇	死後養子の禁	三ノ六二九	支那法系	三ノ六

支那法族	一ノ三〇〇・三〇九・三六〇	庄司考社	三ノ五八七	自由離婚	一ノ三九二・三九三・三九九、 四ノ五一八・五二〇
支那法制史研究	四ノ四〇六	姓氏錄	二ノ三二二	祝賀記念論文集の發行	四ノ三三三
篠崎小竹	三ノ五九五	常設國際司法裁判所	四ノ三三一・ 四二一・四四八	受驗要訣	三ノ五〇一
子法	一ノ三三六	承諾狀取消電信の效力の 有無	一ノ四二七	朱子全集	三ノ二七・五九四
私法的國際法	二ノ二二三、一二七	賞典資御下賜	四ノ二三八・二五六・ 二五八	「ジュス、ゲンチウム」	一ノ一三三・二九
十二表法	一ノ二四、三ノ二四〇・ 四九〇、四ノ一六	聖德太子一千三百年遠忌 頌徳文	四ノ二八一	出獄囚徒救助論	一ノ三三二
十七條憲法	四ノ五五九	社會權	三ノ四〇四	出版月評	一ノ六四六
澁澤榮一	三ノ四五五・四ノ二二五	社會的離遠力	二ノ四六八	「シュライエル」の「フオラ ビーク」	四ノ七〇
澁澤青淵翁眞蹟	四ノ四四	社會的離遠力	三ノ一五	荀子	三ノ二一六
總麻	四ノ五七三	社會と法典との離遠	三ノ一三	準據法	四ノ五〇
鐘鼓を朝廷に懸く	四ノ五九五	社會の教育	三ノ一四〇	葬華帖序	二ノ三二九
證據法論綱序	四ノ五一	自由	四ノ五四	春秋公羊傳	四ノ五九一
商法	二ノ一七三	自由海論	一ノ三	純粹占有	二ノ一三〇・一三一
商法及商法施行條例期限	二ノ二四一	自由刑	二ノ二	女系相續	四ノ五二九
法律案演説				諸士法度	三ノ六三一・六四六
商法實施延期				庶子の相續權	四ノ五八九
城法學士					

白髮の鬢	三ノ二四一	信託法	四ノ三八三	「スペンサー」氏の法理學 に對する功績	一ノ六一一
白書院會議	三ノ六四〇	神別	二ノ三二二		
信	四ノ一八	臣民	四ノ五二		
身位金	三ノ四九九	人類的道德	二ノ四六九		
進化主義の法律學	二ノ八六	新令句解	三ノ六七二		
神意法の時代	三ノ二三七	す			
人口警察	一ノ二五〇	數夫一婦婚	一ノ一一二		
人口警察準備	一ノ二七二	末松謙澄	三ノ六七六、四ノ三・ 一一・二六		
人口の現數及増減	一ノ二七三	末岡精一博士を弔する文	二ノ二八三		
人口増加の方法	一ノ二八四	杉浦重剛君の柩前に於け る告別の辭	四ノ四二二		
人口増殖の原則	一ノ二八二	鈴木券太郎	一ノ四八八		
眞政大意	四ノ七七	鈴木源兵衛大人三百年祭	四ノ九三		
神授君權主義	一ノ四五七	鈴木重舒	四ノ一五二		
神授説	一ノ四五二	「ストア」哲學	一ノ二二・二九		
親族	四ノ五六九	「スペイン」の法典	一ノ三七三		
身體刑	二ノ二				
神託	一ノ四五二				

「チボー」「ザヴィーニ」の法典争議	三ノ四七六	帝國學士院の性質	四ノ三一五・四一六	條約改正	二ノ三四七・三五一
「チボー」の獨逸國に於ける普通民法の必要	三ノ四七五	帝國學士院の資格	四ノ一八三・二三五・二五一	「テオドシウス」帝適應意識	一ノ三三二
地役	四ノ五二	帝國學士院授賞式演説	四ノ一八三・二三五・二五一・三一五・四一六・四四四	「テミス」	三ノ二六九
中央大學創立滿二十年記念式	三ノ一八八	帝國學士院授賞者	四ノ一九一・二四二・二五八・三三三・四二〇・四二三・四五二	「デュボアー」の聖地回復論	二ノ四三七
忠	四ノ一八	帝國教育會	三ノ一三七	寺田四郎	一ノ六一
註釋家	一ノ三六六・三六七	帝國大學	三ノ二五二	「テリー」	三ノ五五六
註釋派の學者	一ノ三七	帝國大學教員總辭職	三ノ四五七	照宮成子内親王御降誕奉祝辭	四ノ一四
津輕秀麿	三ノ四七八	帝國辯護士會發會式祝辭	四ノ四三六	「デルンブルヒ」	四ノ四八二
都築大伸歡迎會	三ノ三一九	「ディゲスタ」	一ノ三三二	電氣と法律	二ノ四二〇、
鶴島神社	四ノ一五五・二六一	皇室制度の研究	四ノ二五四	電氣と刑法	三ノ四七四
「ゾロアストル」法典	二ノ四三四	丁汝昌に對する勸降書條件	四ノ三三八	電氣非物論	二ノ五二二
			四ノ五二	電氣物性論	二ノ五二四・五四八
				電子論	二ノ五二六
				電流竊用	二ノ五四一
					二ノ五四五

電話と法律	三ノ一六三	土居通夫君傳序	四ノ四〇〇	徳川百箇條	三ノ六三〇
電話に依る契約	三ノ一六三	東郷浪速艦長	四ノ三三六	土地所有權と祖察	二ノ三三一
天啓法	一ノ三〇三・三〇四	東京開成學校	三ノ二五二	富澤大珉	四ノ二六四
天命なる觀念	四ノ五三九	東京高等女學校にての演説	一ノ五三四	「ドラコ」の法律	三ノ四八八
「デンマルク」の養老期金法	三ノ三九一	東京專門學校	二ノ四二〇	「ドルイード」	三ノ四九七
傳來占有	二ノ一三〇・一三一	東京大學	三ノ二五二	長與又郎	四ノ四七五
		東京大學暴動事件	四ノ一六六	中原町長頌功碑文	四ノ二四六
獨逸刑法論序	二ノ五九一	東京大學法學部卒業式演説	一ノ一七五	「ナラダ」法典	三ノ四八五
獨逸民法論序	二ノ四一八	東京帝國大學の濫觴	三ノ二五一	汝自身を知れ	四ノ三四四
獨逸新民法論	三ノ四七四	東京法學院	一ノ四二七・五〇三、三ノ一八八		
「ドイツ」制法史	一ノ三六八	統計學	四ノ五三	西周の改字論	四ノ六七
「ドイツ」帝國民法	三ノ四七五	東洋法制史序論	三ノ一九二	西村茂樹の改字論	四ノ六七
獨逸法學の日本への影響	三ノ六一七	徳川加除封録	三ノ六三三・六五二	遊養子	三ノ六二七
獨逸法學の性質	一ノ三四四	徳川實記	三ノ六六一	「ニーブル」の發見	四ノ五
「ドイツ」の養老期金法	三ノ三九〇	徳川幕府の政略	三ノ六三一	日本學術協會第一回大會	
闘審法	三ノ四一七				

開會式演説	四ノ四九七	「ネルソン」最期の語	四ノ三五二	廢家の禁	四ノ五八六
日本海法會の設立	四ノ二二一	「ノモイ」	四一四	廢絶録	三ノ六三二・六五二
日本警察要論序	二ノ四九六	乃木將軍の遺言書	三ノ五六七	賣買婚	一ノ二二三・四〇一・六三一
日本經濟叢書	四ノ一九五・二〇一	「ノルマントン」號沈没事 件	三ノ四八九	「バークル」氏商標事件	一ノ四〇五
日本古代法典批評	二ノ二六八		一ノ四九二	萩野由之	二ノ二六九
日本婚姻法論略批評	一ノ四八八		三ノ四八七	萩原守一	四ノ二五
日本陪審法義解	四ノ四七七		三ノ四八九	「バーズル」聯盟會議	一ノ六一
日本は子法の國	一ノ三三七・三五二		三ノ四八九	發見の先順位	四ノ一八六
日露戰爭	三ノ一三八		一ノ四九二	鳩山和夫	四ノ一六七
「ニュー、サウス、ウエール ス」の養老期金法	三ノ三九五		二ノ四三三	鳩山和夫博士を弔す	三ノ五三五
「ニュー、ジブランド」の養 老期金法	三ノ三九三		四ノ三八三	花井卓藏	三ノ三三三・四ノ一五七
「ニョガ」	二ノ三二七	拜火教	三ノ四二二	法案三讀會表決の性質	二ノ二二七
ぬ	二ノ四三九	陪審法の制定	三ノ四二二	法は國民精神の發現	二ノ五七九
		陪審制度の起原	三ノ四一〇	法の原始狀態	四ノ五二三
		陪審員の種類	三ノ四四二	法家の説	三ノ四
		陪審員の職務	四ノ二七二	法學生の最初	三ノ二五三
		陪審法立案報告書		法學者の時代	二ノ二四九

法學通論	四ノ四七	法律學說研究	三ノ五五六	法律は命令なりや	二ノ一〇四
法學法術の兼備	一ノ一八一	法律五大族の説	一ノ二九二	法律は主權者の命令なり	二ノ一〇七
法科大學沿革談	三ノ二五一	法律語の由來	三ノ二五四	法律六主義	一ノ一三一
法系	三ノ一九三	法律語撰定會	四ノ一六五	法理學	一ノ四四九、四ノ四六
法境論	二ノ二二〇・二二六	法律政治に關する學語	四ノ四五	法理學の起原	一ノ八九
法言	三ノ四九九	法律の進化	四ノ三九七	法理沿革史	一ノ八九
法詩を吟ず	三ノ四八九	法律進化主義	一ノ四四八	法理難問	二ノ一〇〇
法曹家	二ノ二四二	法律進化の過程	三ノ二三七	法例	四ノ五〇
法曹答案	三ノ二四	法律進化論の出版	四ノ二〇五	法例の題號	二ノ五九五
法曹の起原	三ノ二三四	法律と宗教の關係	二ノ四二七	法令の朗讀解説	二ノ四〇六
法曹論	三ノ二二三	法律と社會の調和	二ノ二五〇三	濱尾男爵還曆祝賀會	三ノ三三六
法術	三ノ四	法律道德の關係區別	一ノ一六三	濱尾樞密院議長を弔する 辭	四ノ四六二
法術家の時代	二ノ二四八	法律的世界統一	一ノ二〇	「ハミルトン、ホテル」	三ノ五〇
法典調査會	四ノ二二八・二〇八・四九〇	法律抵觸論	二ノ二八・二二四	林賴三郎	四ノ四七七
法典の解釋	三ノ二二三	法律と文化	一ノ三三一	原嘉道	四ノ一〇四
法典の繁簡	二ノ三三三	法律の本質に關する學說	一ノ四五〇	「パラオ」島鼈甲皿	四ノ一五〇
法律學は社會學の一部	二ノ八五	法律の治外效果	二ノ一九・二二六	「パラサラ」	三ノ四八五
法律學の革命	二ノ八三	法律の大改正と革命	一ノ三〇八		

「ハラム」の歐洲文學史	一ノ一三	蕃書調所	三ノ二五一	土方寧	四ノ一六一
「パリストター」	四ノ四四一・四六二	蕃書和解方	三ノ二五一	誹謗の木	四ノ五九五
春木一郎	三ノ六七八	「パンデクテン」法論	二ノ四二〇	批判哲學	一ノ五九九
「パールデ」	三ノ四八四	「パンデクタイ」	一ノ三三三	兵頭賢一	四ノ一〇五
「パールド」	三ノ四八四・四九七	蕃別	二ノ三二二	百員區記錄	三ノ四一六
「パールトルス」國際私法論	四ノ四一	萬民法	一ノ二九	「ヒューマニチイ、ソサイチー」	三ノ二七九
萬國海法會の加盟	四ノ二二〇	判元見	三ノ六四七	平井彦三郎	四ノ四六〇・四九三
萬國學藝會議	三ノ四九七・三・九三	阪門會	四ノ五九	平岡定太郎	二ノ二五四
萬國學藝會議の性質及び經過	三ノ九五	范蠡の三子	三ノ八六	平沼騏一郎	四ノ三九四
萬國學士院聯合會	四ノ一八八・三九・二五六・三三〇・四三三・四四八	「ヴィクトリヤ」の養老期	三ノ三九六	廣池千九郎	三ノ一九六
萬國共通の大法	一ノ一一	「ヴィコ」	三ノ四九一	富學	四ノ五三
萬國東洋學會	四ノ四九	「ビエール」の恒久平和案	一ノ六二	回々法族	一ノ三〇〇・三〇四・三一〇・三六〇・三六三
萬法歸一論	二ノ四五二	比較法學の課目	三ノ三八	福岡孝悌	四ノ二二三
犯罪構成の要素	二ノ五四八	比較法學研究の目的	三ノ四〇	復讐	四ノ五九四
		東川徳治	四ノ四〇六		

福原録二郎	二ノ二五四	「フランス」の養老期金法	三ノ三九八	「ベンサム」一ノ五八・五九、四ノ四八八	四ノ四八八
武家諸法度	三ノ六四六・六七二	「ブレホン」	三ノ四九四	「ベンサム」小傳附評	一ノ五〇七
「フーゴ、グロッチウス」	一ノ一	「フロレンチナ」	一ノ三三三	「ベンサム」の世界恒久平和の計畫	一ノ五八
「フステル、ド、クローランヂ」	一ノ四一	分家章刀	四ノ一五二	「ベンサム」の實利主義	一ノ六四
婦女權利沿革論	一ノ六二六				
婦女の後見	一ノ六四一	米國視察所感	三ノ七三	細井平洲	四ノ二六九
婦女の身體に關する權利	一ノ六三六	米國に於ける家庭教育	三ノ二二四	穂積重穎	四ノ一五二
婦女の生命の權利	一ノ六三一	米國の子供裁判所	三ノ二七八	穂積重義命名狀	四ノ二四五
婦女の法律上の權利	一ノ六二六	米國大學の將來	三ノ一一九	穂積獎學財團の設立	四ノ三三三
婦人の財産	二ノ一三六	平洲全集序	四ノ二六九	穂積獎學財團設立祝賀會	三ノ二四三
夫婦別居法比較論	一ノ四〇八	平戰法規論	一ノ一〇	穂積獎學財團評議員會に於ける挨拶	四ノ二〇四
普通學校	三ノ二九一	「ベッカリア」刑罰論	二ノ二九一	穂積八束	四ノ一三九
物徂徠	三ノ五七七・五八六	白耳義の養老期金法	三ノ三九六	「ボディエブラード」	一ノ六一
物質的離遠力	三ノ二〇	伯林の除夜	三ノ四七四	母法と子法の區別	一ノ三三六
佛國法學の性質	一ノ三四一	辯護士	三ノ四六〇	「ホームル」	三ノ四八四・四八八
佛蘭西民法の將來	三ノ九	辯護士法案演說	二ノ一八五		
「フランス」の法典	一ノ三七四	辯護士の時代	二ノ二四三		

堀部乙藏	四ノ三五三	末期養子の寛容	三ノ六四五	る辭	三ノ六八〇
「ポルトガル」の法典	一ノ三七三	「まつりごと」の語義	四ノ五四二	明法博士	二四二
「ポロニーヤ」大學	一ノ三七七	前田謙祐君選舉争訟の件	二ノ二〇八	宮崎道三郎	四ノ一〇
本邦に於ける海法	四ノ一〇八	演説	二ノ二〇八	宮本法學士に答ふ	二ノ三六三
		「マヌー」法典二ノ四三二、三ノ四八五、	三ノ四八五	「ミネス」	二ノ四三六
		四九一		民意法の時代	三ノ二三八
孟子	四ノ五三四	「マリヤ」	一ノ三	民事制裁	一ノ一九七
増田于信	二ノ二六九	「マルサス」誕生百五十年	四ノ八〇	民制主義	一ノ四六四
松井慶四郎	一ノ六四九	記念祭祝詞	四ノ八〇	民選議院變則論	四ノ七一
松井茂	二ノ四九六、四ノ三二八			民數警察	一ノ二五一
松浦頼孝	三ノ三一一			民數と國家國民の福祉との關係	一ノ二五二
松浦氏尊影拜寫之記	四ノ三七三			民法	四ノ四八
松尾男爵古稀祝賀會	三ノ五四三			民法解釋學派	三ノ二五
松方正義	四ノ二二五			民法原理の課目	三ノ三七
松田正久	四ノ一三三			民法第二條修正案反對私見序	二ノ三四二
松田正久君招待會	三ノ三三七			民法第二條修正案に就て	二ノ三四九
松波仁一郎	四ノ一一八				
末期養子の禁	三ノ六二六				

民約説

向三軒兩隣	二ノ三九〇	「モーゼ」の聖書	三ノ四九一	養老期金問題の起因	三ノ三四五
室鳩巢	三ノ五七三・五七七・五八六	「モゼス」の法典	二ノ四三八	養老期金法の基礎	三ノ三四八
		本居宣長	三ノ五八八	養老期金制度の種類	三ノ三五一
		模倣性と豫防警察	二ノ五九九	養老期金權の性質	三ノ三九八
		模倣の主體	二ノ六二七	養老期金權は社會權	三ノ四〇三
		模倣の客體	二ノ六一七	養老基金の負擔	三ノ三八八
		模倣の法則	一ノ五六	養老期金額	三ノ三八二
		模倣の媒介物	二ノ六三二	養老期金受領者	三ノ三八〇
盟審法	三ノ二四一	喪服の制	四ノ五七二	養老期金權者適齡	三ノ三八四
明治憲政經濟史論	四ノ二一五	「モール」氏警察學	一ノ二〇六	「ヤコブ、グリム」	三ノ四九七
明治法令索引序	二ノ四二五			「ヤジナヴァルキヤ」	三ノ四八五
明法寮	四ノ四六			八十島親隆	四ノ二七九
命令主義	一ノ四五九			八十島親德	四ノ一八
明六雜誌	四ノ六一			八十島信之助	四ノ一八
「メネス」法典	二ノ四三三			八十島親德君碑文	四ノ二七九
目安匱	四ノ五九五			ヤヌス「神像	二ノ三六三・三七一
「メーン」氏小傳	二ノ一八			山縣有朋	四ノ二二三
				山田顯義	四ノ三九二

山田喜之助	一ノ五〇〇	よ	
山田三良	二ノ三四二、四ノ四二		
山本大膳五人組帳	二ノ四〇九	吉田盛三郎	三ノ二二五
ゆ		ら	
「ユスチニアヌス」帝の立法事業	一ノ一八・三〇・三六六	「ライカルガス」の法	二ノ四三七、三ノ四八八
「ユスチニアヌス」帝以前の「ローマ」法	一ノ二二	浪人の増加	三ノ六三六
「ユスチニアヌス」帝以後の「ローマ」法	一ノ三五	浪人取締	二ノ三八三
「ユスチニアヌス」帝欽定羅馬法學提要	三ノ六七七	老人の位置	三ノ三九八
由井正雪事件と徳川幕府の養子法	三ノ六二五	老人週金	三ノ三四二
由井正雪隠謀事件	三ノ六三九	老人年金	三ノ三四二
由比	二ノ三八〇	労働は神聖なり	三ノ八四
		労働の神聖	三ノ一四八
		朗廬文集	四ノ六一
		「ラブッディスト」蘭家	三ノ四八四
			四ノ四七三
		留置學校	三ノ二九〇
		離婚法	一ノ三八九・三九二、二ノ三一五、四ノ五一四
		離婚法の三大別	一ノ三九一・三九五
		離婚法比較論	一ノ三八九
		離婚法修正提案	四ノ五一
		離婚の三論據	一ノ三九〇
		離婚と別居	一ノ四一七
		離婚禁止	一ノ三九二・三九四
		理財學	四ノ五三
		律學博士	三ノ五
		立憲	四ノ七七
		立憲制の元勳諸公	四ノ二二六
		立憲政體略	四ノ七七
		利用原生學	四ノ五三
		掠奪婚	一ノ二一九・四〇〇

輪廻説	二ノ四四五	ろ	
厘賢圓愚	二ノ四九		
「リンコルン」隣保	四ノ四八八	「ロシア」の法典	一ノ三七一
倫理教育問題	二ノ三七九・三八九	「ロータリス」の法	四ノ五九九
	二ノ四六六	「ローマ」市民法	一ノ二八
		「ローマ」の國民性と法律	一ノ二三
		「ローマ」の世界的統一	一ノ一九
		羅馬法族	一ノ三〇〇・三〇一、三六〇・三六四
れ	三ノ九一・一二五	「ローマ」法の蔓延	一ノ三六四
禮の起原	三ノ二〇一	「ローマ」の法律の發達と軍事の發達	一ノ二五
禮の範圍	三ノ二〇六	「ローマ」法の學理の基礎	一ノ二七
禮と法	三ノ二〇一	羅馬法を講ずるの必要	二ノ九〇
禮治と法治	三ノ二〇八	「ローマ」の婚姻禮	一ノ五一
禮法分化	三ノ二二三	「ローマ」の法式訴訟	三ノ四九〇
「レス、マンシピオ」	一ノ六三一	「ローヤル、ソサイエチー」	四ノ一八九
「レビレート」	二ノ三二六	「ロールド、チャンセロール」	四ノ四四〇
		論語	四ノ二〇
		倫敦の巡查	四ノ三二九
		「ロンドン」出獄囚徒救助會社の狀況	一ノ三一五
		王法	三ノ四九〇
		脇屋洋次郎君の學位受領を其先考先妣に告ぐる文	四ノ四二六
		早稻田議會	二ノ三四九
		早稻田大學	二ノ五九三
		渡邊洪基	四ノ二一九

索引 終

穗積陳重著述既刊書目

- 法典論 哲學書院發行
Ancestor-Worship and Japanese Law. 丸善株式會社發行(定價金貳圓)
同上獨譯
- 五人組制度 有斐閣發行(定價金五拾錢)
Dr. Paul Brunh, Der Einfluss des Ahnenkultus auf das japanische Recht.
- 佛蘭西民法の將來 丸善株式會社發行(定價金壹圓貳拾錢)
The New Japanese Civil Code, as Material of the Study of
Comparative Jurisprudence. 同上伊譯
- Maria Scialoja, Il Nuovo Codice Civill Giapponese, quale
Materiale per lo Studio del Diritto Comparato. 帝國學士院發行
- 由井正雪事件と徳川幕府の養子法 有斐閣發行(定價金八圓五拾錢)
隱居論 有斐閣發行(定價金參圓五拾錢)
法憲夜話 有斐閣發行(定價金參圓五拾錢)

祖先祭祀と日本法律
「タブー」と法律
諱に關する疑
五人組制度論
五人組法規集
法律進論〔第一冊〕
法律進論〔第二冊〕

有斐閣發行(定價金 參圓)
帝國學士院發行(賣價金貳圓五拾錢)
有斐閣發行(定價金 六圓)
有斐閣發行(定價金 六圓)
岩波書店發行(定價金參圓八拾錢)
岩波書店發行(定價金四圓五拾錢)

以上生前刊行

實名敬避俗研究
法律進化論〔第三冊〕
神權説と民約説
祭祀及禮と法律
慣習と法律
穂積陳重進講録

刀江書院發行(定價金貳圓參拾錢)
岩波書店發行(定價金四圓五拾錢)
岩波書店發行(定價金貳圓五拾錢)
岩波書店發行(定價金貳圓五拾錢)
岩波書店發行(定價金貳圓五拾錢)
岩波書店發行(定價金貳圓)

復讐と法律
穂積陳重遺文集〔第一冊〕
穂積陳重遺文集〔第二冊〕
穂積陳重遺文集〔第三冊〕
穂積陳重遺文集〔第四冊〕

岩波書店發行(定價金貳圓五拾錢)
岩波書店發行(定價金 五圓)
岩波書店發行(定價金 五圓)
岩波書店發行(定價金 五圓)
岩波書店發行(定價金 五圓)

昭和九年九月二十日印刷
昭和九年九月廿五日發行

穂積陳重遺文集第四冊與付
定價金 五圓



著者相續人 穂積重遠
印刷者 島連太郎
印刷所 三秀舍

東京市牛込區佛方町九番地
東京市神田區美土代町二丁目一番地
東京市神田區美土代町二丁目一番地

發行所 東京市神田區一ツ橋通町三番地 岩波書店
電話九段(三三〇)一八七番
振替口座東京二六二四〇番

920



